

第3期

南種子町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

鹿児島県 南種子町

はじめに

本町では、「第2期南種子町子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、国の方針に沿って計画的な支援の充実を図ってまいりました。

近年、少子化の進行や、核家族化等を背景に、子育てにおける孤立感や負担感の増加、地域のつながりの希薄化等、児童虐待の顕在化、子どもへの貧困の連鎖等、子育てを取巻く環境はより複雑化しています。

近年の子育てや暮らしのあり方の多様化に伴い、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要だと考えております。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその保護者が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進することが求められます。

そこで、本町においては、「南種子町子ども・子育て支援事業計画」を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、これまで以上に子育てしやすい環境を構築し、その取り組みを計画的に推進していくため、「第3期南種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

日本で一番宇宙に近いまち本町で育つ子どもたちを地域の宝として、「子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して暮らせる生活環境づくり」「子育て世代が夢をもち、喜びを実感できる生活環境づくり」「ふるさとに誇りを持てる子どもを育てる環境づくり」の基本目標を継続し、子育てがしやすい環境づくりをめざし、お子さまと保護者のみなさまを多方面からお支えすることをお約束申し上げます。

最後になりますが、本計画策定にあたり慎重なご審議を賜りました「南種子町子ども・子育て会議」委員の皆様、ニーズ調査に貴重なご意見をいただきました保護者の皆様、関係者各位には心より感謝申し上げます。

令和7年3月

南種子町長 小園 裕康



目 次

第1章 計画策定の趣旨と基本理念

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 国の少子化対策の取組	3
5. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
(1) 子ども・子育て関連三法	4
(2) 子ども・子育て支援サービスの全体像	5
(3) 認定区分	5
(4) 保育の必要性	6
(5) 地域子ども・子育て支援事業	7
(6) 第六次南種子町長期振興計画	8

第2章 子育て環境・施設の現状

1. 本町の人口動向	10
(1) 年少人口の推移	10
(2) 年少人口の将来推計	11
(3) 年齢別出生数	12
(4) 合計特殊出生率	12
(5) 婚姻と離婚	13
2. 家族や就労の状況	13
(1) ひとり親家庭の状況	13
(2) 男女別就労状況	14
3. 母子保健の現状	14
(1) 周産期死亡の現状	14
(2) 新生児死亡の現状	14
(3) 乳児死亡の現状	14
4. 保育・教育の現況	15
(1) 保育所	15
(2) 認定こども園	15
(3) 小学校の児童数の推移	15
(4) 放課後児童クラブの概要	16
(5) 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	17
(6) 中学校の生徒数の推移	17

5. 子育て支援事業の現況	18
（1）児童医療	18
（2）母子健康手帳交付時保健指導	18
（3）マタニティプラザ・パパママ学級	18
（4）妊婦健康診査	18
（5）母子保健訪問指導	19
（6）母子保健推進員活動	19
（7）乳幼児健康診査	19
（8）育児相談・子育て講座	19
（9）乳幼児歯科健診	19

第3章 子ども・子育て支援計画の基本構想

1. 計画の基本理念	21
2. 基本目標	21
3. 施策の体系	22
4. 施策の展開	23
Ⅰ 子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して暮らせる生活環境づくり	23～24
Ⅱ 子育て世代が夢を持ち、喜びを実感できる生活環境づくり	24～26
Ⅲ ふるさとに誇りを持てる子どもを育てる環境づくり	27

第4章 第1期計画の実施状況

1. 量の見込み・確保方策の状況	29
（1）教育・保育の実施状況	29
2. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	30
（1）地域子ども・子育て支援拠点事業	30
（2）一時預かり事業（在園児対象型）	30
（3）一時預かり事業（在園児対象型除く）	30
（4）病児保育事業	30
（5）子育て援助支援事業	31
（6）利用者支援事業	31
（7）放課後児童健全育成事業	31

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

1. 量の見込み	33
（1）教育・保育提供区域（算出単位）	33
（2）アンケート調査結果の概要	33

2. 量の見込みの算出	33～34
(1) 推計児童数	34
(2) 家庭類型の算出過程	35
(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策	36～37
(4) 保育利用率	37
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと及び提供体制	38
(1) 延長保育事業	38
(2) 放課後児童健全育成事業	38
(3) 子育て短期支援事業	39
(4) 地域子育て支援拠点事業	39
(5) 一時預かり事業	40
(6) 病児保育事業	40
(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	41
(8) 妊婦健康診査	41
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	41
(10) 養育支援訪問事業	42
(11) 利用者支援	42
(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	43
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	43
4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	45
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	45
(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策	45
(3) 教育・保育施設等と小学校との連携	45
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	45
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	46
6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関し、県が行う施策との連携	46
(1) 児童虐待防止対策の充実	46
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	46
(3) 障がい児など、特別な支援が必要な子どもへの支援	47
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備	47

第6章 放課後子ども総合プラン

1. 放課後子ども総合プラン	49
2. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況	50
3. 行動計画	50
(1) 児童虐待防止対策の充実	50
(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	51
(3) 障がい児など、特別な支援が必要な子どもへの支援	51
(4) 児童虐待防止対策の充実	51
(5) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	51
(6) 障がい児など、特別な支援が必要な子どもへの支援	51
(7) 児童虐待防止対策の充実	51
(8) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	51
(9) 障がい児など、特別な支援が必要な子どもへの支援	51

第7章 計画を実行するための取組み

1. 計画を実行するための協力体制	53
2. 実行するための点検・評価	53

第8章 第3期 南種子町母子保健計画（令和7年度～令和11年度）

第1. 計画策定にあたって	55
(1) 計画策定の趣旨	55
(2) 計画の位置づけ及び計画期間	55
第2. 現状と課題	56
人口動向 (1) 人口・世帯数・世帯人口の推移	56
(2) 出生数の推移	56
母子保健の現状 (1) 母子の健康状況	57
(2) 子育てを取り巻く環境	60
母子保健事業一覧	63
第3. 計画の基本的考え方 基本理念・基本目標	65
第4. 目標を実現させるための施策	66
基本目標1 規則正しい生活習慣の確立	66
基本目標2 妊娠期から始める健康意識の醸成	67
基本目標3 健やかな心を育てる生活の推進	68
基本目標4 育てにくさを感じる親に寄り添う切れ目のない支援	69

第5. 計画の推進	71
(1) 計画の推進体制	71
(2) 計画の進行管理	71

資料編

1. 南種子町子ども・子育て会議設置要綱	資料 1～2
2. 南種子町子ども・子育て会議条例	資料 3～4
3. 南種子町子ども・子育て会議委員名簿	資料 5

第 1 章 計画策定の趣旨と基本理念

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 国の少子化対策の取組
5. 子ども・子育て支援新制度の概要

第1章 計画策定の趣旨と基本理念

1 計画策定の趣旨

南種子町（以下「本町」という。）では、平成26年度（平成27年3月）に「南種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など取り組みの充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から18歳未満までの切れ目のない支援や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第3期南種子町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

なお、効果的・効率的施策推進の観点から、母子保健、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

3 計画の期間

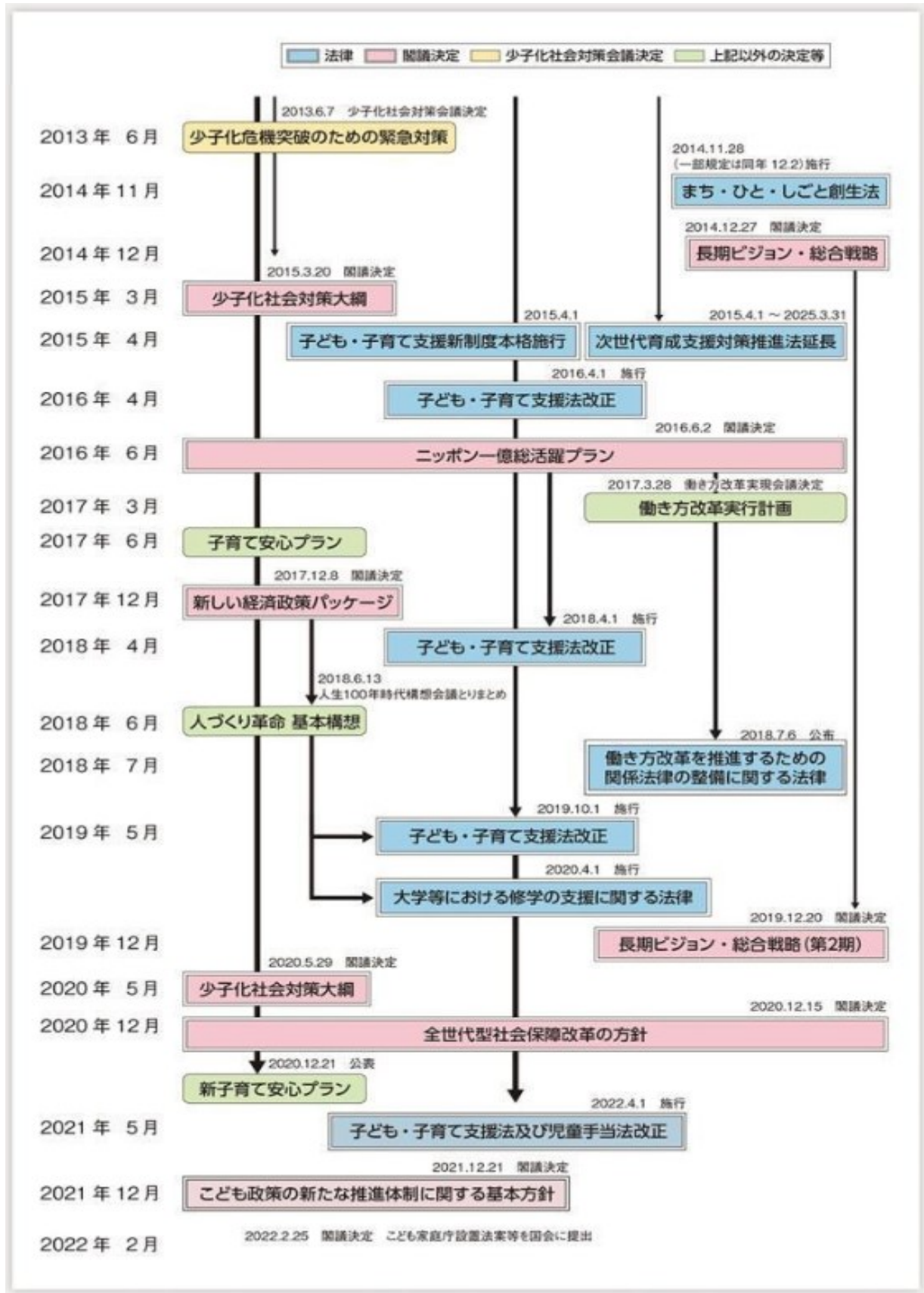
本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
南種子町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
南種子町 子ども・子育て 支援事業計画	第3期計画				第4期 計画
				見直し	

4 国の少子化対策の取組



出典：内閣府資料

5 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連三法

子ども・子育て支援に関する新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを指します。

子ども・子育て関連3法の主なポイント

1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。

2. 認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づける。

認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化。

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実。教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施。

4. 基礎自治体である市町村が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施。

国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。

5. 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としており、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図る。

6. 政府の推進体制

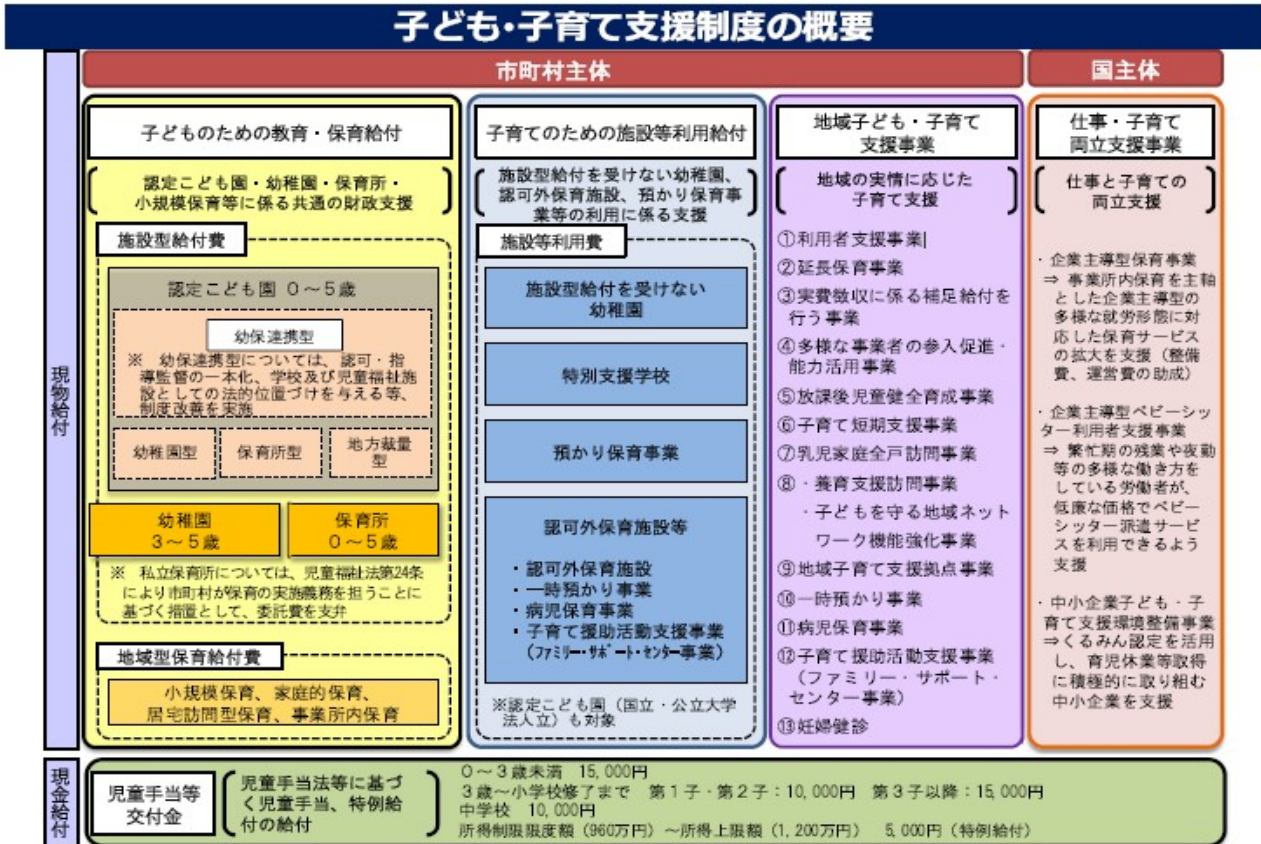
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）。

7. 子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置。

(2) 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度でのサービスの全体は下図のとおりです。



出典：子ども家庭庁資料

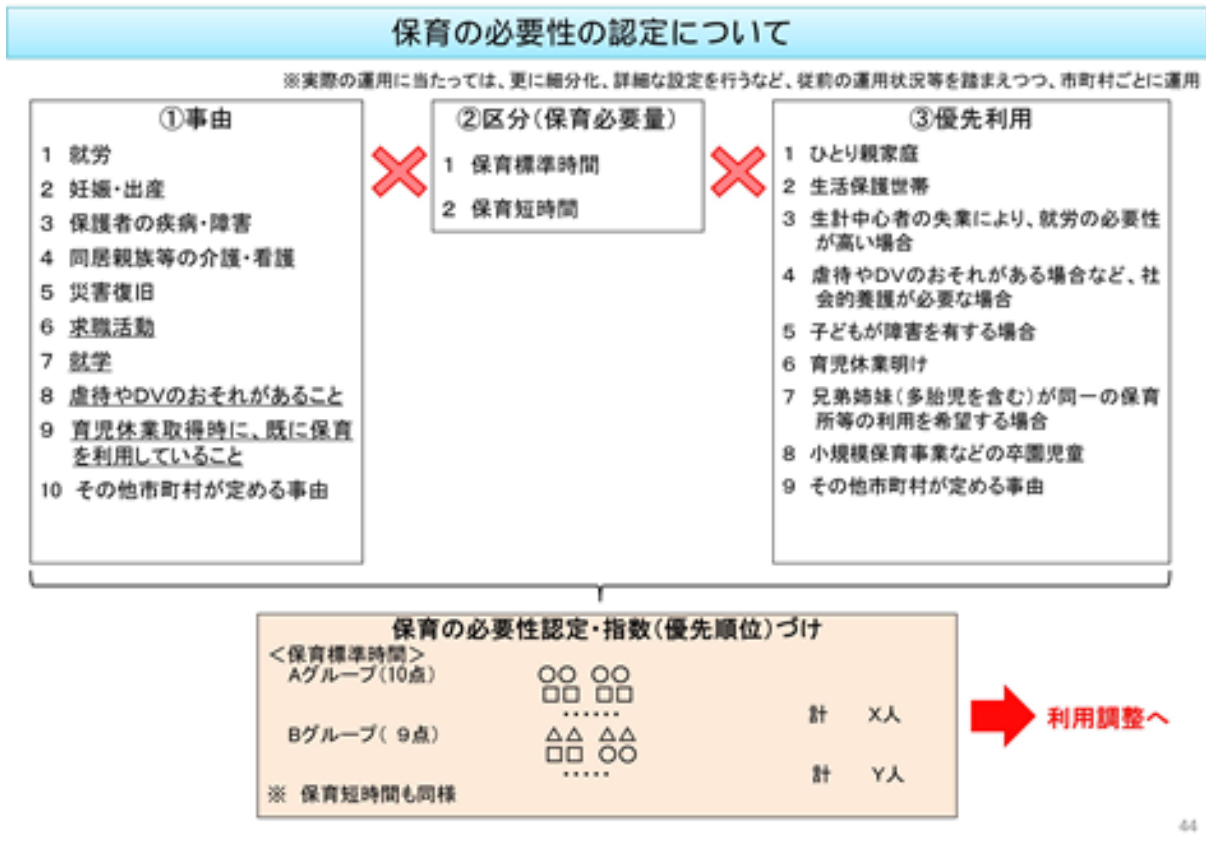
(3) 認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(4) 保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の3点が考慮されます。

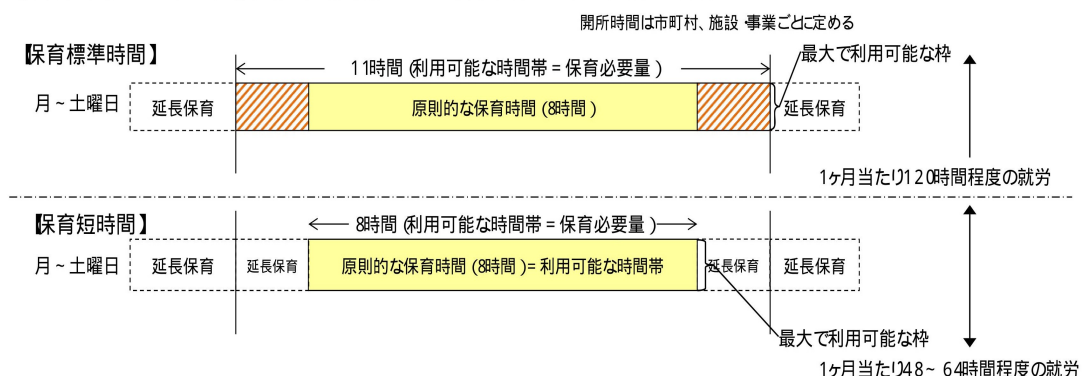


出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定しています。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



(5) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

また令和4年の児童福祉法改正（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。

事業の名称
① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊娠に対して健康診査を実施する事業 ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） ⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 時間外保育事業（延長保育事業） ⑩ 病児保育事業 ⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 （新規） ① 子育て世帯訪問支援事業 ② 児童育成支援拠点事業 ③ 親子関係形成支援事業 ④ こども誰でも通園制度 ⑤ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業・産後ケア事業）

(2) 第六次南種子町長期振興計画

本町では、令和2年3月に、令和11年度を年次目標とする「第六次長期振興計画」を策定し、「人と自然が輝き、夢がふくらむふれあい元気タウン」を本計画の基本理念とし、「児童福祉」「母子・父子福祉」「幼児教育・保育」「小中学校教育」の4分野について、下表のように取組指標を明示しています。

計画の基本理念 人と自然が輝き、夢がふくらむふれあい元気タウン	
児童福祉	子どもを産み育てやすい環境づくりの整備
	相談体制の整備
	保育サービスの充実
母子・父子福祉	相談活動の充実
	社会的自立の助長
幼児教育・保育	幼児教育の充実
	幼児施設・設備の整備
	保護者の負担軽減並びに就園促進
	学習機会及び情報の提供並びに相談活動の充実
小学校 中学校 教育 の体系	確かな学力の定着・向上
	調和のとれた児童生徒の育成
	教職員の資質向上
	特色ある開かれた学校づくり
	教育環境の整備・充実

第2章 子育て環境・施設の現状

1. 本町の人口動向
2. 家族や就労の状況
3. 母子保健の現状
4. 保育・教育の現況
5. 子育て支援事業の現況

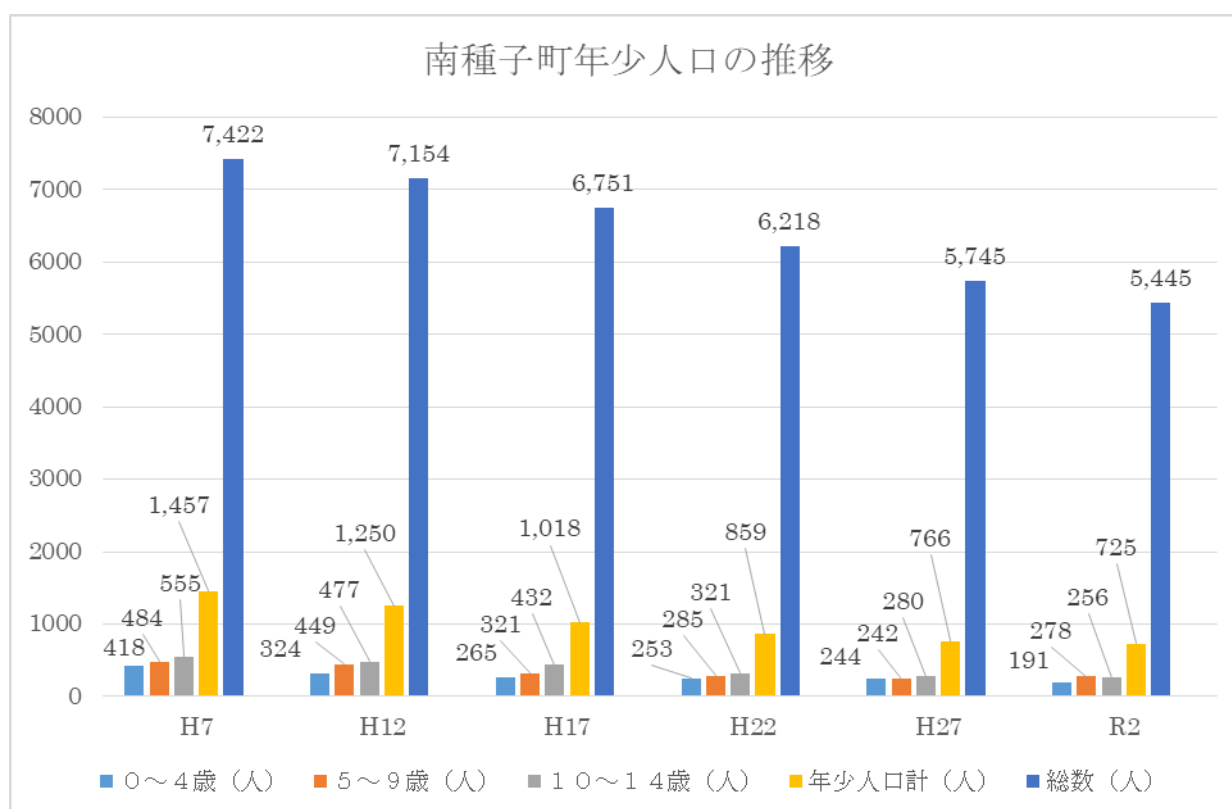
1. 本町の人口動向

(1) 年少人口の推移

令和2年における年少人口(0～14歳)は、平成7年時点の49.7%にまで減少し、総人口に占める比率は、19.6%から13.3%と6.3ポイント減少しました。

暦 年 (西 暦)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
0～4歳(人)	418	324	265	253	244	191
5～9歳(人)	484	449	321	285	242	278
10～14歳(人)	555	477	432	321	280	256
年少人口計(人)	1,457	1,250	1,018	859	766	725
総 数 (人)	7,422	7,154	6,751	6,218	5,745	5,445
構 成 比 (%)	19.6	17.5	15.1	13.8	13.3	13.3

※各年国勢調査のデータ

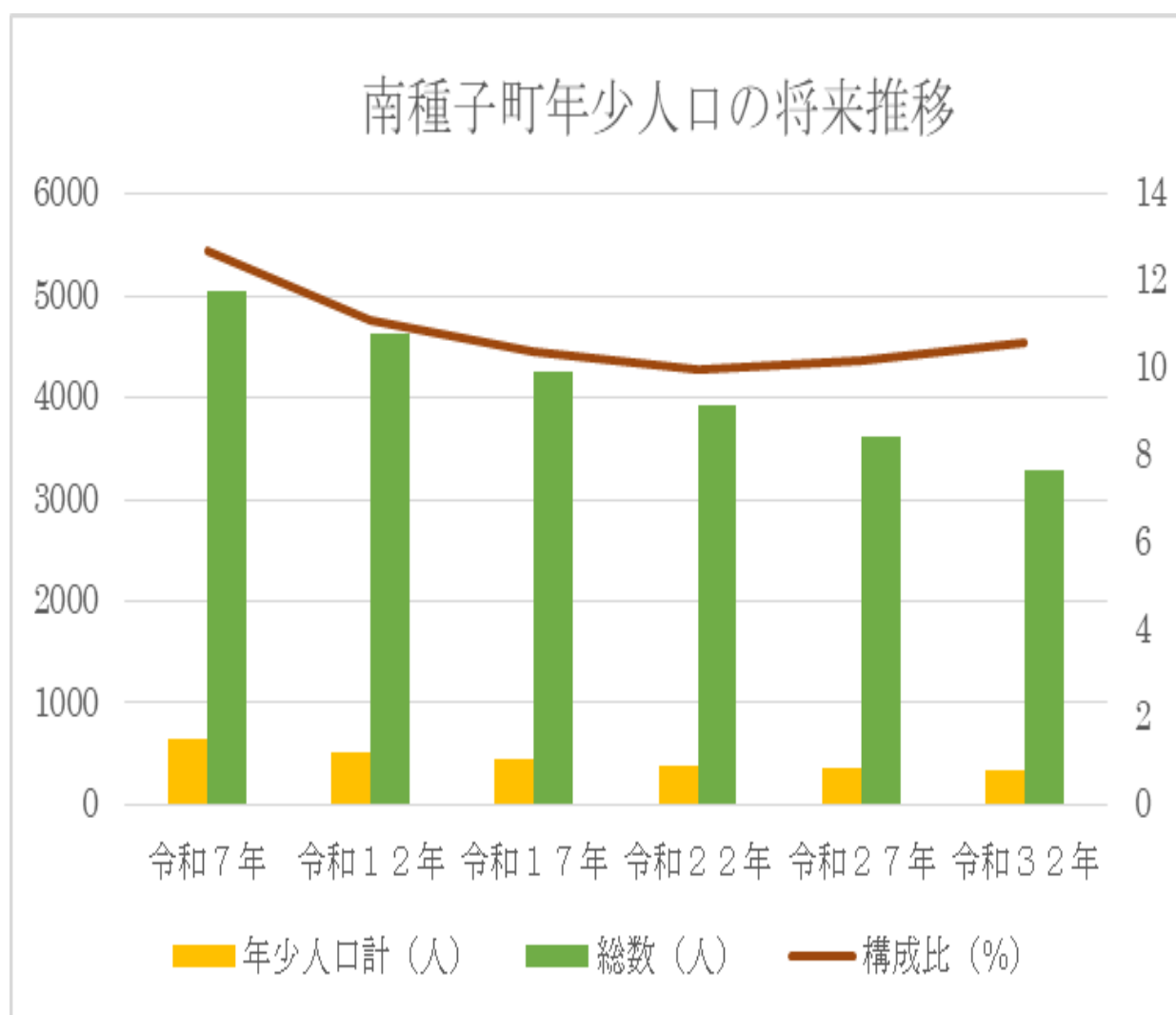


(2) 年少人口の将来推計

令和7年における年少人口は、総人口の13.3%にあたる637人となり、20年後の令和27年には、10.8%にあたる320人にまで減少すると予測されます。

暦年 (西暦)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
年少人口計(人) (0～14歳)	637	550	460	384	320	348
総数(人)	4,754	4,286	3,837	3,395	2,962	3,295
構成比(%)	13.3	12.8	11.9	11.3	10.8	10.6

データ引用:「国立社会保障・人口問題研究所」令和5年12月、日本の地域別将来人口推計

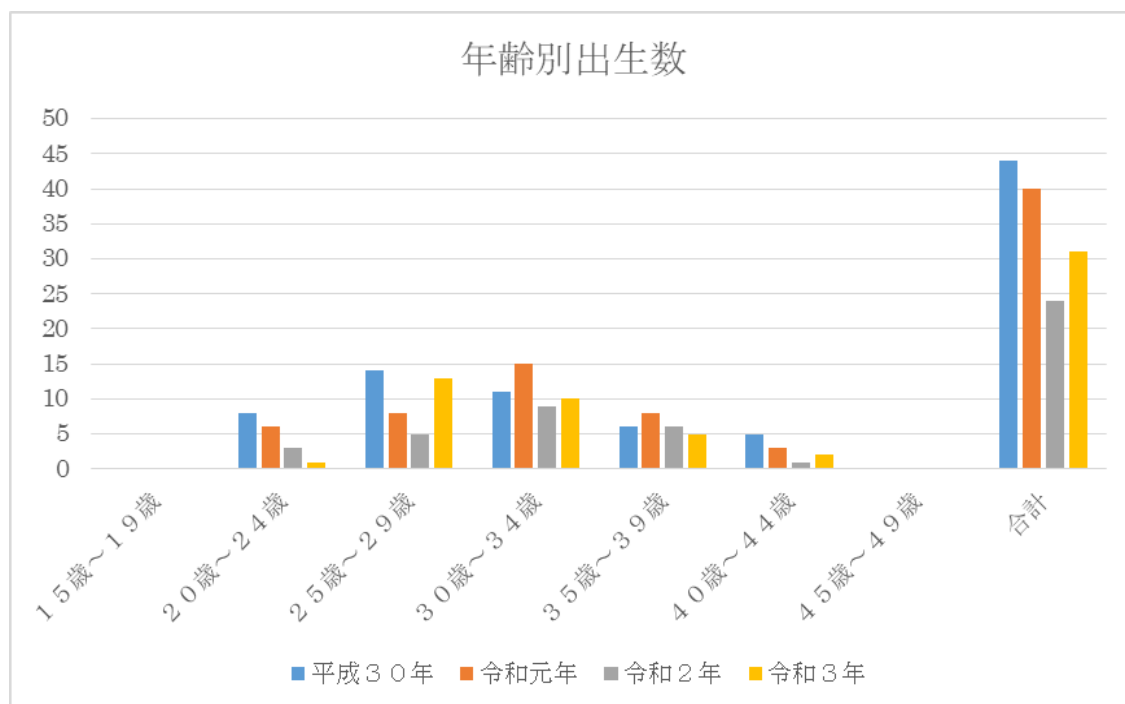


(3) 年齢別出生数

令和3年における出生時の母親の年齢帯は、「25～29歳」が13人と最も多く、次いで、「30～34歳」「35～39歳」等の順となっています。

年 齢 帯	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
15歳～19歳	0	0	0	0
20歳～24歳	8	6	3	1
25歳～29歳	14	8	5	13
30歳～34歳	11	15	9	10
35歳～39歳	6	8	6	5
40歳～44歳	5	3	1	2
45歳～49歳	0	0	0	0
合計	44	40	24	31

資料：衛生統計年報



(4) 合計特殊出生率

令和2年から合計特殊出生率は、1.99となっている。全国平均を0.79ポイント、鹿児島県平均を0.51ポイント上回っており、全国の市町村では14位となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
南種子町	1.99				
鹿児島県	1.63	1.61	1.65	1.54	1.48
国	1.36	1.33	1.3	1.26	1.20

出典・引用：厚生労働統計一覧 人口動態統計特殊報告 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

(5) 婚姻と離婚

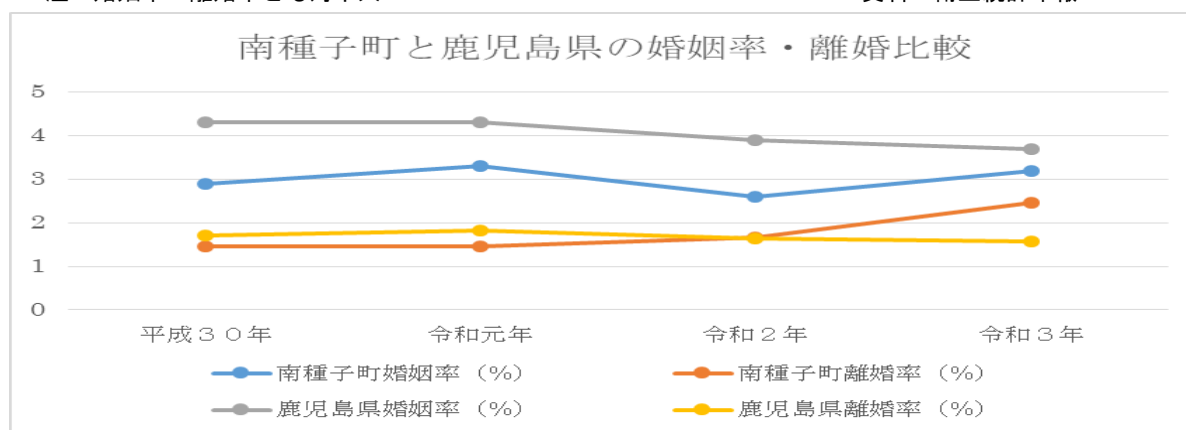
本町における婚姻数は令和元年度が多く、ほぼ横ばいの状態である。離婚数はここ数年増加傾向となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
婚姻数（件）	16	18	14	17
婚姻率（％）	2.9	3.3	2.6	3.2

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
離婚数（件）	8	8	9	13
離婚率（％）	1.45	1.45	1.66	2.46

注：婚姻率・離婚率とも対千人

資料：衛生統計年報



2. 家族や就労の状況

(1) ひとり親家庭の状況

本町における「ひとり親世帯」は令和2年度の調査において増加しています。

■ 母子家庭

単位：人・件

	総数	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	6歳未満の子どもがいる世帯	1世帯あたりの子どもの数
平成17年	52	19	21	12	9	2.0
平成22年	47	28	16	3	5	1.4
平成27年	40	21	16	3	8	1.6
令和2年	64	27	24	11	16	1.8

■ 父子家庭

単位：人・件

	総数	子ども1人	子ども2人	子ども3人以上	6歳未満の子どもがいる世帯	1世帯あたりの子どもの数
平成17年	13	4	5	4	0	2.0
平成22年	12	8	2	2	1	1.5
平成27年	12	8	4	0	0	1.3
令和2年	14	8	6	0	0	1.4

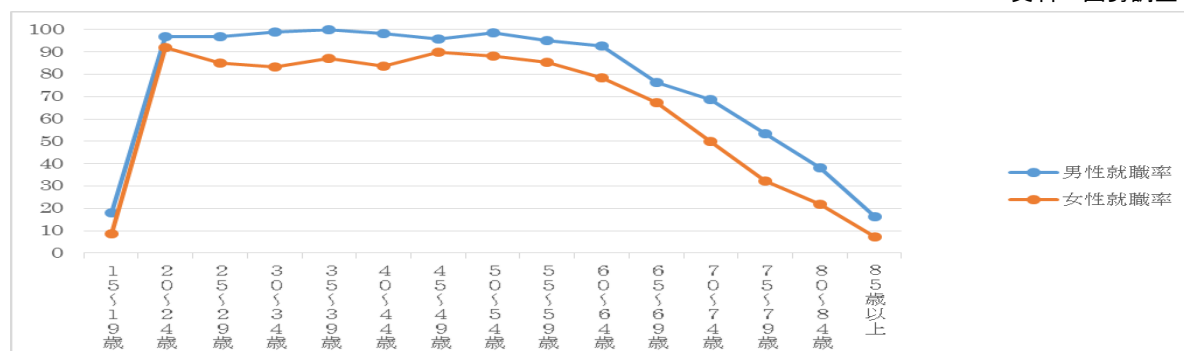
資料：国勢調査

(2) 男女別就労状況

前回、調査時の平成27年度に比べると令和2年度は、女性の就業率が全体的に高くなっており、15～64歳までの就業率が2.5%高くなっています。

年 度	令和2年			
男女別	男 性		女 性	
	就業者数(人)	就業率(%)	就業者数(人)	就業率(%)
15～19歳	14	17.9	6	8.8
20～24歳	63	96.9	35	92.1
25～29歳	91	96.8	46	85.1
30～34歳	84	98.8	70	83.3
35～39歳	134	100	114	87.0
40～44歳	157	98.1	129	83.7
45～49歳	156	95.7	126	90.0
50～54歳	158	98.7	119	88.1
55～59歳	228	95	181	85.3
60～64歳	264	92.6	169	78.6
小計	1,349	89.0	995	78.2
65～69歳	190	76.3	155	67.3
70～74歳	132	68.7	99	50.0
75～79歳	62	53.4	59	32.4
80～84歳	48	38.0	49	21.9
85歳以上	22	16.2	17	7.4
小計	454	37.6	379	26.3
男女別合計	1,803	78.2	1,374	58.5

資料：国勢調査



3. 母子保健の現状

(1) 周産期死亡の現状

本町では、平成22年以降、周産期における死亡はありません。

(2) 新生児死亡の現状

本町では、平成23年以降、新生児死亡はありません。

(3) 乳児死亡の現状

本町では、平成23年以降、乳児死亡はありません。

4. 保育・教育の現況

(1) 保育所

「南種子町立あおぞら保育園」は、令和6年10月1日現在、130人定員に対し在園者は69人で、入園率は53.1%となっています。

保育所名	定員（人）	園児数（人）	開所時間
南種子町立あおぞら保育園	130	69	7:30～18:00

※令和6年10月1日現在

(2) 認定こども園

① 幼保連携型認定こども園

学校法人古市学園が運営する「中央幼稚園」は、平成20年4月より認可保育所である「中央ひかり保育園」を設置し、「幼保連携型認定こども園」となり、0～5歳までの幼児を預かっています。

② 地方裁量型認定こども園

株式会社ちびっこくらぶが運営する「認定こども園ちびっこくらぶ」は、小規模保育施設から、平成31年4月より「地方裁量型認定こども園」として開園し、0～5歳までの幼児を預かっています。

園 名	定員（人）		園児数（人）
中央幼稚園	幼稚園	45	27
中央ひかり保育園	保育所	50	55
ちびっこくらぶ	幼稚園機能	6	2
	保育所機能	35	36
合計		136	120

※令和6年10月1日現在

(3) 小学校の児童数の推移

本町の児童数は、4年間で2.6%減少しました。なお、町内8小学校児童の50.6%は中心部の中平小学校に集中しています。

単位：人

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中平小学校	160（0）	160（0）	182（0）	180（0）	168（0）
平山小学校	16（6）	16（3）	16（3）	21（11）	25（7）
荃南小学校	42（15）	36（11）	30（8）	30（8）	30（7）
花峰小学校	11（6）	9（4）	8（3）	10（5）	12（6）
西野小学校	35（5）	34（8）	29（7）	25（7）	26（9）
大川小学校	14（0）	13（9）	18（8）	17（7）	13（5）
島間小学校	36（5）	32（2）	35（6）	31（6）	32（8）
長谷小学校	27（6）	28（5）	30（8）	24（6）	26（7）
合計	341（51）	328（42）	348（43）	338（50）	332（49）

※（ ）内の数字は、宇宙留学制度による児童の人数を内書き

南種子町宇宙留学制度

親元を離れて、日本で一番宇宙に近い島「種子島」で生活し、南種子町内の小・中学校へ通います。

①里親留学（小学2年生～中学3年生まで）

南種子町が委嘱する里親のもとで1年間留学を行います。

②家族留学（小学1年生～中学3年生まで）

南種子町内にある住宅に家族で1年間留学します。住宅については宇宙留学連絡協議会事務局が指定致します。

③親戚留学（小学1年生～中学3年生まで）

親戚限定の留学。南種子町内の親戚（3親等以内）のもとで1年間留学を行います。

● 期間は原則として1年間

●日本で唯一の実用衛星発射基地「種子島宇宙センター」が町内にあり、ロケット打ち上げを身近に体験できます。

●種子島の大自然の中でたくさんの自然体験ができます。

●豊かな自然環境と人情豊かな社会環境の中でたくましい体、豊かな心が育ちます。

●親や友人を思いやり、自立心が育ちます。

●ロケット祭り、ロケットコンテスト、町民大運動会等、様々なイベントがあります。

●学校給食費は無償です。また、医療費も高校卒業まで無償です。

南種子町ホームページ

(4)放課後児童クラブの概要

保護者のいない小学校1年生から6年生までの児童及び特別支援学級に通学する小学1年生から6年生までの児童を放課後や長期休暇に預かり、児童の健全育成を図るため、町内8地区に開所し、児童を預かっています。登録児童数は、年々増加しています。

児童クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平山小児童クラブ	13	12	13	17	22
荃南小児童クラブ	21	22	7	12	16
花峰小児童クラブ	9	7	8	7	10
西野小児童クラブ	25	26	23	18	17
大川小児童クラブ	7	11	13	12	12
島間小児童クラブ	19	19	17	20	24
長谷小児童クラブ	16	17	16	10	11
中平小児童クラブ	54	69	71	78	66
合 計	164	183	168	174	178

※令和6年度は10月1日現在の登録人数

(5) 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童手当とは、高校生年代以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を監護し、生計を同じくする父または母（もしくは未成年後見人）であって、日本国内に住所がある方に対して支給されます。

児童扶養手当とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童（父母の死亡、障がい、生死不明、遺棄、未婚等を含む）を監護している母もしくは父、又は、父母にかわって養育している方に対して支給されます。

特別児童扶養手当とは、20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

名 称	受給者数（人）	支給額（千円）
児 童 手 当	3 1 2	7 3, 4 5 0
児童扶養手当	5 8	3 1, 4 8 5
特別児童扶養手当	1 1	4, 1 7 1

※令和5年度実績

(6) 中学校の生徒数の推移

令和2年度から令和6年度は13人増加しています。

学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南種子中学校	1 2 3 (5)	1 3 1 (4)	1 3 6 (6)	1 4 1 (6)	1 3 6 (6)
合計	1 2 3 (5)	1 3 1 (4)	1 3 6 (6)	1 4 1 (6)	1 3 6 (6)



5. 子育て支援事業の現況

(1) 児童医療

「乳幼児医療費」の令和5年度は、平成30年度より60人減、1,865千円の増額助成となっています。

名 称	受給者数（人）		支給額（千円）	
	平成30年	令和5年	平成30年	令和5年
乳幼児医療費助成	813	753	15,493	17,358
ひとり親家庭等医療費助成	169	122	2,987	2,665

(2) 母子健康手帳交付時保健指導

母子健康手帳交付時に保健指導を行っていますが、対象者は出生数の増加に比例している現状です。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回数（回）	12	12	12	12	12
参加延べ人数（人）	26	24	30	22	30

(3) マタニティプラザ・パパママ学級

マタニティライフを充実したものにするため仲間と一緒に学ぶ「マタニティプラザ」は現在まで実施していませんが、「パパママ学級」は、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とし、実施することとしておりましたが、コロナの影響により下記の実施状況となっています。

■マタニティプラザ実施状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回数（回）	0	0	0	0	0
参加延べ人数（人）	0	0	0	0	0

■パパママ学級実施状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回数（回）	1	0	0	0	0
参加延べ人数（人）	4	0	0	0	0

(4) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」の対象者は、出生数の減少に比例している現状です。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回数（回）	14	14	14	14	14
参加延べ人数（人）	329	293	341	297	287

(5) 母子保健訪問指導

妊産婦、新生児、乳幼児を対象に「母子保健訪問指導」を実施していますが、対象者は出生数の減少に比例している現状です。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
妊産婦（件）	10	18	26	32	16
新生児（件）	15	2	7	13	7
乳幼児（件）	38	18	26	22	9

(6) 母子保健推進員活動

「母子保健推進員」は、母子保健にまつわる研修を受け、妊産婦や乳幼児の健康を見守るサポーター役として、地域の妊娠や育児に関わる相談にあたっており10人に委託しています。

※令和3年度からは9人に委託。R2～R5.9までコロナで休止

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
活動人員（人）	10	10	9	9	9
活動延べ件数（件）	0	0	0	0	11

(7) 乳幼児健康診査

月齢ごとに、「乳幼児健康診査」を下表のとおり実施しています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
3～4ヶ月児（人）	40	24	30	30	25
6～7ヶ月児（人）	38	31	24	30	29
1歳6ヶ月児（人）	40	42	28	25	30
3歳児（人）	31	57	41	31	29

(8) 育児相談・子育て講座

すくのび（育児相談・子育て講座）事業を下記実績のように開催しています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回数（回）	0	0	6	0	9
参加延べ人数（人）	0	0	20	0	42

※令和2年中はコロナの影響により休止

(9) 乳幼児歯科健診

月齢ごとに、「乳幼児歯科健診」を下表のとおり実施しています。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1歳6ヶ月児（人）	40	42	28	25	30
2歳児（人）	41	46	34	22	33
2歳6ヶ月児（人）	33	0	0	0	0
3歳児（人）	31	54	41	31	29

第3章 子ども・子育て支援計画の基本構想

1. 計画の基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系
4. 施策の展開

1. 計画の基本理念

就学前の教育・保育をめぐる現状と課題として、「子どもを取り巻く環境の変化と子どもたちの育ちの課題」、「集団活動や異年齢交流機会の不足」、「多様な教育・保育ニーズへの対応不足」、「子育てを取り巻く環境の変化と、家庭や地域の子育て力の低下」、「仕事と子育ての両立支援の難しさ」など、憂慮すべき課題が山積しています。

一方、教育・保育の担い手である幼稚園・保育所をめぐる諸課題として、全国各地域において幼稚園と保育所の連携が進みつつあるものの、地域の課題や、保護者の幼児教育・保育へのニーズが多様化する中で、地域によっては、既存の制度の枠組みによる連携だけでは、必ずしも柔軟に対応できない状況が指摘されています。

子どもの発達は連続しており、就学前の子どもを対象として、幼児教育・保育を行う施設と小中学校との連携強化の必要性も指摘されています。

今後の教育・保育の一元化、新たな地域型保育事業を展開するためには、「子どもの最善の利益」を第一義として、次代を担う子どもが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付ける必要があります。

また、子どもを育成する父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域に開かれたものとして地域のさまざまな人びとの参加を得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立って検討することが重要となります。

このような、現状と課題を踏まえ、家族、学校・教育・保育施設そして、地域が三位一体となった子ども・子育て支援を実践します。

「南種子町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念

家庭と地域がともに支え、真^{そら}っ直ぐ宙に羽ばたく、南種子の子どもたち

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

子どもの視点：子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して暮らせる生活環境づくり

家庭の視点：子育て世代が夢を持ち、喜びを実感できる生活環境づくり

地域の視点：ふるさとに誇りを持てる子どもを育てる環境づくり

3. 施策の体系

家庭と地域がともに支える

真直ぐ宙そらに羽ばたく南種子の子どもたち

I 子どもの視点

子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して暮らせる生活環境づくり

- ①幼児期の教育・保育サービスの充実 ②地域における子育て支援サービスの充実 ③教育・保育施設と家庭等の連携の推進
- ④小中学校との連携 ⑤一時預かり、延長保育の充実

II 家庭の視点

子育て世代が夢を持ち、喜びを実感できる生活環境づくり

II-1 安心・安全な妊娠・出産への支援

- ①妊婦健康診査の実施 ②妊産婦に対する健康管理支援
- ③妊婦歯科健診 ④パパ・ママ教室 ⑤産婦健診の実施
- ⑥新生児聴覚検査の実施 ⑦新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導
- ⑧妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成
- ⑨妊娠判定受診費用助成事業

II-2 小児保健・医療への支援

- ①受診率の向上 ②予防接種の実施率向上
- ③医療・相談体制の充実 ④緊急時の対応策
- ⑤子ども医療費助成

II-3 子どもの健やかな成長を見守る子育て支援

- ① 社会的養護施設との連携
- ② 「地域子育て支援拠点事業」の実施
- ③ 「乳児家庭全戸訪問事業」の実施
- ④ 「療養支援訪問事業」の実施

III 地域の視点

ふるさとに誇りを持てる子どもを育てる環境づくり

- ① 療育等が必要な子どもと家庭への支援
- ② ひとり親家庭への自立支援
- ③ 虐待防止など要支援児童対策
- ④ 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

4. 施策の展開

I 子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して暮らせる生活環境づくり ～ 子どもの視点 ～

「子ども・子育て支援法」は、法の基本理念として以下の3点をあげています。これらの、法の基本理念を十分に斟酌し、今後、良質かつ効率的な子ども・子育て支援策を講じます。

子ども・子育て支援は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

子ども・子育て支援給付、施設型給付、小規模保育等への給付といった子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

子ども・子育て支援給付、施設型給付、小規模保育等への給付といった子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

① 幼児教育・保育サービスの充実

教育・保育のニーズに的確に対応するため、南種子町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、保育所、認定こども園等の各施設に教育・保育の提供体制を確保します。

② 地域における子育て支援サービスの充実

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組むとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。

③ 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

幼稚園と保育所は、子ども・子育て支援において重要な役割を担っており、子ども・子育て支援事業者等と連携し、保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。

また、小学校生活への円滑な接続のための連携や家庭との連携を推進します。家庭との密な連携を図るため、安全な活動場所や子どもの健全な発達のための良質な環境を整備し、保護者のニーズを汲み取り、風通しの良い相談体制を構築し、適切な情報の提供、発達段階に応じた子どもとの接し方などに関する保護者の学習機会を設け家庭との連携を図ります。

④ 小中学校との連携

教育・保育施設と小中学校の職員が、教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通認識が図れるよう、「南種子町教育振興基本計画」では、幼児教育の質の向上策として、「保育所や小中学校との連携・交流の拡大」を施策の展開に位置づけており、教育委員会の取組と歩調を合わせ連携を推進します。

⑤ 一時預かり、延長保育の充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、一時預かり、延長保育など多様な保育サービスについて、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。

Ⅱ 子育て世代が夢を持ち、喜びを実感できる生活環境づくり ～ 家 庭 の 視 点 ～

Ⅱ-1 安心・安全な妊娠・出産への支援

① 妊婦健康診査の実施

妊婦の健康管理の永続的な管理体制を確立し、経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査の徹底、疾病・異常の早期発見・治療に努め、安心して妊娠・出産ができる体制を確保し、妊婦に対する健康診査を、従来通り委託医療機関で受診できる事業を新たに「子ども・子育て支援事業」として位置付けます。

② 妊産婦に対する健康管理支援

妊娠・出産に関する正しい知識の普及、「妊婦健康診査受診票」を活用した適正受診の勧奨に努め、不妊に関する相談窓口の広報、「不妊治療費助成事業」の周知を図ります。

③ 妊婦歯科検診

母子手帳交付時に妊婦歯科検診無料受診券を交付し、歯科医院で受診できる体制をとっています。

④ パパ・ママ教室(両親学級)

妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行い、安心して出産・育児に取り組めるよう支援しています。

⑤ 産婦健診の実施

産婦の疾病・異常の早期発見と早期治療を図るとともに、産後うつ予防・虐待予防を図るために、医療機関に委託して実施しています。

⑥ 新生児聴覚検査の実施

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、委託医療機関で受診を実施しています。

⑦ 新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導

訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦について保健師・栄養士が訪問を実施しています。生後4か月までの乳児及び妊産婦については「乳児家庭全戸訪問事業」も併せて保健師による全戸訪問を実施しています。

⑧ 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成

安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービス受けられる環境を実施するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して交通費及び宿泊費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

⑨ 妊娠判定受診費用助成事業

低所得の妊婦に対する初回の産科受信料を助成することで、経済的負担を軽減し、未受診の解消を図るとともに、母体と胎児の健康保持及び増進に資することを目的としています。

Ⅱ-2 小児保健・医療への支援

① 受診率の向上

産婦健診や乳幼児健診の受診率を向上し、異常の早期発見・早期治療につなげる体制づくりに努めるとともに、専門的医療等の充実を図ります。また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進に努めます。

② 予防接種の実施率の向上

定期・任意予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めます。

③ 医療・相談体制の充実

病児・病後児、障害児が健やかに生活し、保護者が安心して生活できるよう、専門医療の提供、専門的相談の充実に努めるとともに、「病児保育事業」を推進するため、乳幼児の状態像の把握、病院・保育所等への要請を年次的に行います。

④ 緊急時の対応策

保護者が、救急時に迅速に対応できるよう、休日・夜間の救急医療機関の周知や、心肺蘇生法等の学習機会の提供・普及、家庭内の事故防止対策について啓発に努めます。

⑤ 子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども医療費現物給付化を図り、子育て世帯の更なる負担軽減を行います。

Ⅱ-3 子どもの健やかな成長を見守る子育て支援

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多い現実を踏まえ、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」等を実施し、地域で子育てを支援する体制づくりを行います。

①社会的養護施策との連携

「子育て短期支援事業」を実施している児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を推進するため、県が行う里親の開拓や、里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。

母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ、母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用・支援機能の充実・広域利用の推進を図ります。

②「地域子育て支援拠点事業」の実施

子育て支援センター（くらし保健課内）において、乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する相談、情報の提供・助言、その他の援助を行う事業を継続実施します。

③「乳児家庭全戸訪問事業」の実施

母子保健指導の一環として、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や、養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供を実施します。

④「養育支援訪問事業」の実施

養育支援が必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施します。要保護児童対策地域協議会において、要保護児童に対する支援を実施します。

Ⅲ ふるさとに誇りを持てる子どもを育てる環境づくり

～ 地 域 の 視 点 ～

地域子育て支援拠点を活用し、親子の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談等を実施します。また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問や、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

さらに、生活支援として「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を、経済的支援として「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」を実施します。

① 療育等が必要な子どもと家庭への支援

「南種子町障がい者計画」「第7期障害福祉計画・第3期障害児計画」と整合を図り、障がい児に対する社会的支援、乳幼児期における疾病の早期発見、医療及び療育体制の整備に努めます。障がいがある乳幼児が、一般の乳幼児とともに集団保育の機会を得ることは、健全な社会への適応に意義あることであり、保育所へ入所できる体制を構築します。

また、医療的ニーズの高い障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

② ひとり親家庭への自立支援

母子・父子家庭に対し、子育て、就業、経済的支援等総合的な対策を推進します。

「子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業」、「子育て短期支援事業」等の利用の各種支援、「児童扶養手当」や、「ひとり親医療費助成」などの経済的支援、「就業支援母子家庭等高等技能訓練促進事業」などを活用した就業支援を推進します。

③ 虐待防止など要支援児童対策

家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行います。

要保護児童対策地域協議会において、職員と関係機関のネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組、職員の専門性向上に向けた「児童福祉司任用資格取得」のための研修の受講、ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催などの取組に対する支援の年次的な実施を検討します。

④ 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

町内の事業所と従業員への啓発を図り、育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

第4章 第2期計画の実施状況

- 1 量の見込み・確保方策の状況
- 2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

1. 量の見込み・確保方策の状況

(1) 教育・保育の実施状況(実績は各年4月1日現在の認定者数)

年度	項 目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計 画	45人	90人	34人	61人	95人
	実 績	41人	85人	5人	68人	73人
	差異 (実績-計画)	△4人	△5人	△29人	7人	△22人
令和 3 年度	計 画	45人	90人	34人	61人	95人
	実 績	38人	84人	7人	60人	67人
	差異 (実績-計画)	△7人	△6人	△27人	△1人	△28人
令和 4 年度	計 画	45人	83人	34人	61人	95人
	実 績	38人	87人	12人	40人	52人
	差異 (実績-計画)	△7人	4人	△22人	△21人	△43人
令和 5 年度	計 画	45人	83人	33人	61人	94人
	実 績	32人	85人	9人	47人	56人
	差異 (実績-計画)	△13人	△2人	△24人	△14人	△38人
令和 6 年度	計 画	45人	85人	33人	61人	94人
	実 績	25人	82人	4人	61人	65人
	差異 (実績-計画)	△20人	△3人	△29人	0人	△29人

2. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 地域子ども・子育て支援拠点事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	235人	235人	236人	236人
実 績	299人	183人	360人	736人
差異（実績-計画）	64人	△52人	124人	500人

(2) 一時預かり事業（在園児対象型）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1,500人	1,500人	1,381人	1,381人
実 績	1,632人	2,336人	1,487人	1,473人
差異（実績-計画）	132人	836人	106人	92人

(3) 一時預かり事業（在園児対象型除く）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	50人	50人	50人	50人
実 績	123人	167人	401人	153人
差異（実績-計画）	73人	117人	351人	103人

(4) 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	296人	304人	291人	282人
実 績	0人	61人	81人	217人
差異（実績-計画）	△296人	△243人	△210人	△65人

(5) 子育て援助支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	〇人	〇人	〇人	〇人
実 績	〇人	〇人	〇人	〇人
差異（実績-計画）	〇人	〇人	〇人	〇人

(6) 利用者支援事業

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所
実 績	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所
差異（実績-計画）	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

放課後児童健全育成事業

児童クラブ名	定数	開催場所	登録利用者推移			
	2 1 2		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
平山小児童クラブ	2 0	平山地区公民館	1 3	1 0	1 3	1 7
荃南小児童クラブ	2 5	荃永地区公民館	2 2	1 5	6	1 2
花峰小児童クラブ	1 5	下中地区公民館	9	4	8	7
西野小児童クラブ	3 0	西之地区公民館	2 5	2 8	2 3	1 8
大川小児童クラブ	1 5	西海地区公民館	7	1 1	1 3	1 2
島間小児童クラブ	3 0	島間地区公民館	2 0	1 8	1 7	2 0
長谷小児童クラブ	1 5	長谷地区公民館	1 6	1 6	1 6	1 0
中平小児童クラブ	6 2	中央公民館内	5 6	7 0	7 0	7 8

第5章 学校教育・保育の量の見込みと 子ども・子育て支援事業の量の見込み

1. 量の見込み
2. 量の見込み算出
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制
4. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関し、県が行う施策との連携
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備

1. 量の見込み

(1)教育・保育提供区域(算出単位)

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では第1・2期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

(2)アンケート調査結果の概要

2025年度を開始年度とする第3期子ども・子育て支援計画策定に向けて、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケートを実施しました。

- ・調査地域・・・南種子町全域
- ・調査対象・・・就学前児童：町内に在住する0歳～5歳の就学前の子どもをもつ保護者
小学校児童：町内に在住する小学校1年生～6年生の子どもをもつ保護者
- ・調査期間・・・令和6年7月～8月
- ・配布数・・・回答数

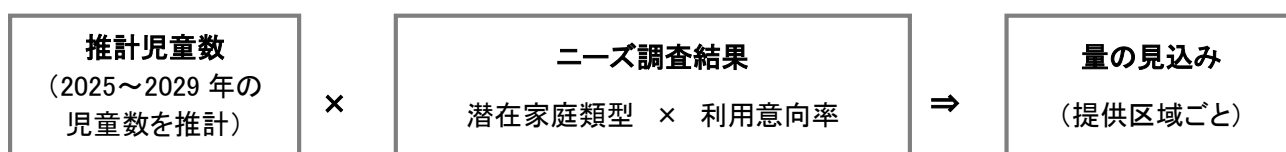
	配布数	有効回答数	有効回答率(%)
就学前児童	210	62	41.0
小 学 校	331	91	37.4

2. 量の見込み算出

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業については、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

「量の見込み」の基本的な算出方法(国の手引き)



第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

【全国共通で「量の見込み」を算出する項目】

	事業	対象年齢児童
1	1号認定	3～5歳
2	2号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）	3～5歳
3	3号認定	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業	在園児型 3～5歳、その他 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

(1) 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる 0 歳から 11 歳までの児童数の推計は、2019 年(令和元年)から 2024 年(令和 6 年)までの各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口を使用し、*コホート変化率法を用いて算出しました。

	実績	推計					(単位：人)
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
0 歳	21	31	30	30	29	28	
1 歳	36	21	32	31	30	29	
2 歳	35	38	22	33	32	31	
3 歳	31	36	38	23	34	33	
4 歳	33	32	37	39	23	35	
5 歳	47	33	32	36	39	23	
小計	203	191	191	192	187	179	
6 歳	45	50	35	34	39	42	
7 歳	45	48	54	37	36	42	
8 歳	51	47	51	56	39	37	
9 歳	73	56	52	55	61	43	
10 歳	65	77	59	55	59	65	
11 歳	53	59	70	54	50	53	
小計	332	337	321	291	284	282	
合計	535	528	512	483	471	461	

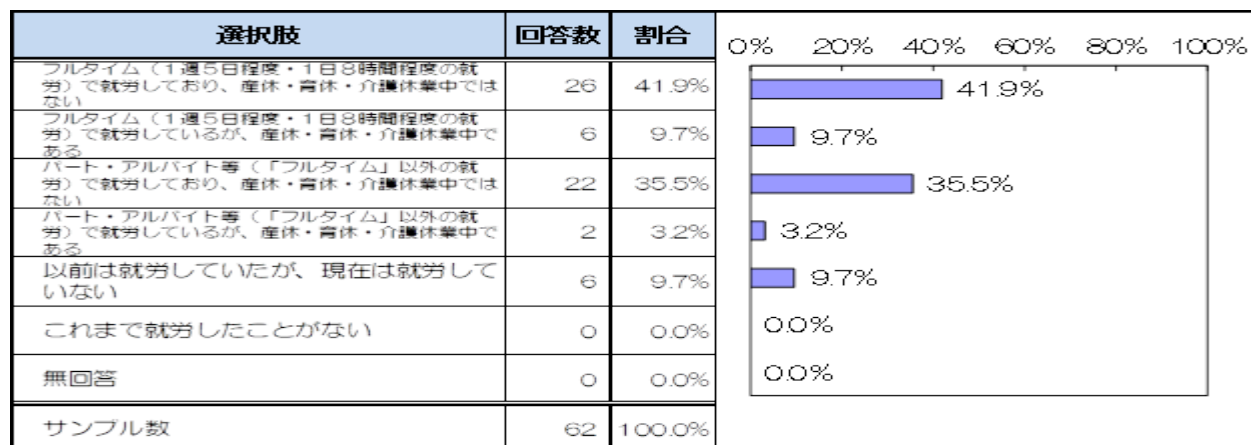
第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(2) 家庭類型の算出過程

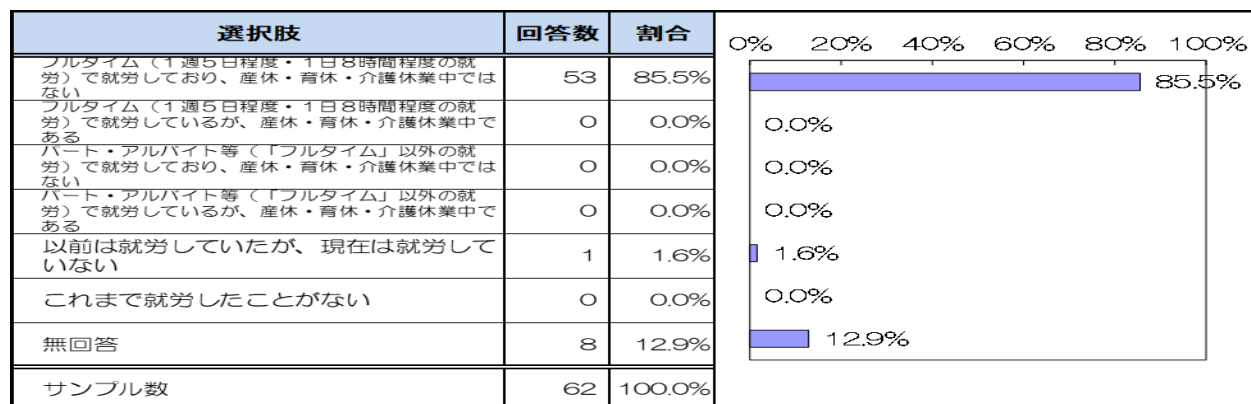
家庭類型の算出方法

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の現在の就労状況を求め、次に、「パート・アルバイト等で就労している」方にフルタイムの転換希望があるか調査しています。

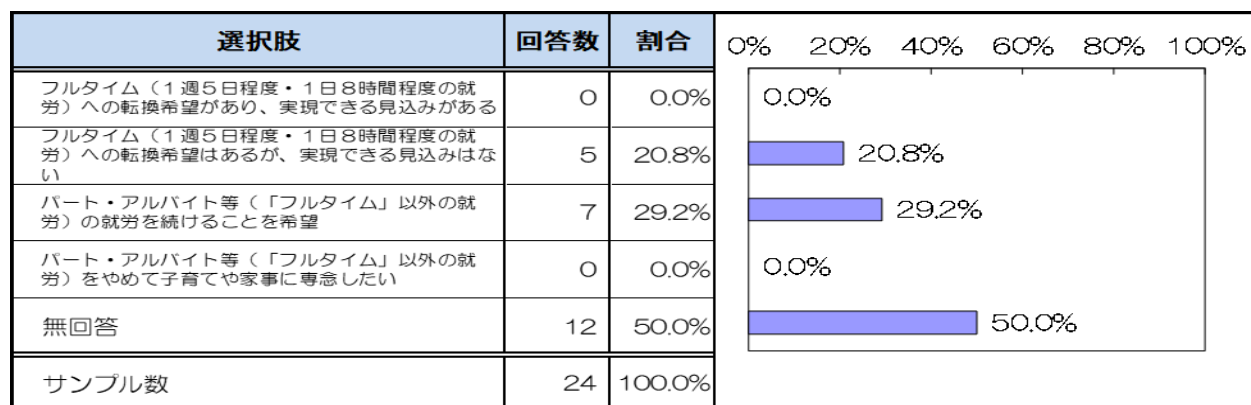
■母親の就労状況



■父親の就労状況



■フルタイムへの転換希望



第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定 + 2号認定 （教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		25人	11人	72人	21人	20人	30人	71人
確保方策	認定こども園（幼保連携型）	45人		24人	6人	10人	10人	26人
	認定こども園（地方裁量型）	15人		24人	6人	8人	8人	22人
	認可保育所			75人	15人	15人	25人	55人
	② 合計	60人		123人	27人	33人	43人	103人
過不足（②-①）		35人		51人	6人	13人	13人	32人

2年目（令和8年度）		1号認定 + 2号認定 （教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		25人	11人	76人	20人	20人	29人	69人
確保方策	認定こども園（幼保連携型）	45人		24人	6人	10人	10人	26人
	認定こども園（地方裁量型）	15人		24人	6人	8人	8人	22人
	認可保育所			75人	15人	15人	25人	55人
	② 合計	60人		123人	27人	33人	43人	103人
過不足（②-①）		35人		47人	7人	13人	14人	34人

3年目（令和9年度）		1号認定 + 2号認定 （教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		24人	11人	70人	20人	23人	33人	76人
確保方策	認定こども園（幼保連携型）	45人		24人	6人	10人	10人	26人
	認定こども園（地方裁量型）	15人		24人	6人	8人	8人	22人
	認可保育所			75人	15人	15人	25人	55人
	② 合計	60人		123人	27人	33人	43人	103人
過不足（②-①）		36人		53人	7人	10人	10人	27人

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

4年目（令和10年度）		1号認定 + 2号認定 （教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		23人	10人	69人	19人	22人	32人	73人
確保 方策	認定こども園（幼保連携型）	45人		24人	6人	10人	10人	26人
	認定こども園（地方裁量型）	15人		24人	6人	8人	8人	22人
	認可保育所			75人	15人	15人	25人	55人
	② 合計	60人		123人	27人	33人	43人	103人
過不足（②-①）		37人		54人	8人	11人	11人	30人

5年目（令和11年度）		1号認定 + 2号認定 （教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		24人	10人	65人	20人	20人	32人	71人
確保 方策	認定こども園（幼保連携型）	45人		24人	6人	10人	10人	26人
	認定こども園（地方裁量型）	15人		24人	6人	8人	8人	22人
	認可保育所			75人	15人	15人	25人	55人
	② 合計	60人		123人	27人	33人	43人	103人
過不足（②-①）		36人		58人	7人	13人	11人	32人

（4）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めるとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 3歳未満推計人数	90人	84人	94人	91人	88人
② 3歳未満量の見込み	70人	69人	76人	73人	71人
③ 3歳未満利用定員数	102人	102人	102人	102人	102人
④ 保育所等利用割合 （②÷①）	77.7%	82.1%	80.8%	80.2%	80.6%
⑤ 保育利用率 （定員充足率）（③÷①）	113.3%	121.4%	108.5%	112.0%	115.9%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの地域子ども・子育て事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

(1) 延長(時間外)保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて整備を検討

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）		63	63	63	61	59
確保 方策	年間実人数（人）	63	63	63	61	59
	実施箇所数（ヶ所）	2	2	2	2	2

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びまたは生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出

【確保方策の考え方】：現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）		160	136	120	113	109
確保 方策	年間実人数（人）	160	136	120	113	109
	実施箇所数（ヶ所）	8	8	8	8	8

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、その家庭の福祉の向上を図る事業です。

【量の見込み算出の考え方】：実績に基づき算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて整備を検討。現在、島内に児童養護施設がないため、県や児童相談所等と連携を取りながら本土の施設を利用できないか調整を図っていく。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）	0	0	0	0	0
確保方策 年間実人数（人）	0	0	0	0	0
実施箇所数（ヶ所）	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて整備を検討

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）	84	79	88	85	83
確保方策 年間実人数（人）	90	90	90	90	90
実施箇所数（ヶ所）	1	1	1	1	1

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(5)一時預かり事業

- ①幼稚園型：幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。
- ②幼稚園型以外：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出。

【確保方策の考え方】：現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	① 新2号認定 年間利用者数(人)	2,680	2,839	2,600	2,547	2,414
	② 一般型(在園児以外) 年間利用者数(人)	684	684	688	670	641
確保方策	① 年間実人数(人)	2,700	2,850	2,600	2,600	2,600
	① 実施箇所数(ヶ所)	2	2	2	2	2
	② 年間実人数(人)	700	700	700	700	700
	② 実施箇所数(ヶ所)	1	1	1	1	1

(6)病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて整備を検討

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数(人)		738	738	742	723	692
確保方策	年間実人数(人)	750	750	750	750	750
	実施箇所数(ヶ所)	1	1	1	1	1

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(7) 子育て援助活動支援(ファミリー・サポート・センター)事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み算出の考え方】：「国の手引き」に基づき算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて整備を検討

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）		0	0	0	0	0
確保 方策	年間実人数（人）	0	0	0	0	0
	実施箇所数（ヶ所）	0	0	0	0	0

(8) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み算出の考え方】：令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出

【確保方策の考え方】：県内外医療機関での対応を継続

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）		330	330	330	330	330
確保 方策	年間実回数（回）	14	14	14	14	14
	参加人数（人）	330	330	330	330	330

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込み算出の考え方】：令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出

【確保方策の考え方】：くらし保健課において保健師での対応を継続

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）		30	30	30	30	30
確保方策 年間実人数（人）		30	30	30	30	30

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み算出の考え方】：令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出

【確保方策の考え方】：くらし保健課において保健師での対応を継続

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間利用者数（人）	50	50	50	50	50
妊産婦	20	20	20	20	10
新生児	10	10	10	10	10
乳幼児	20	20	20	20	10
確保方策 実施箇所（ヶ所）	1	1	1	1	1

(11) 利用者支援

ア) 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

イ) 特定型

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

ウ) こども家庭センター型

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの子ども家庭センター型や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

※ア)～ウ) 量の見込み及び確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、以下の取組に対する支援の年次的な実施を行います。

- ① 職員と関係機関のネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組
 - ・職員の専門性向上に向けた「児童福祉司任用資格取得」のための研修の受講
 - ・ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者（アドバイザー）による研修会開催など
- ② ネットワーク関係機関の連携
 - ・児童相談所をはじめ、保健所、民生委員・児童委員、教育委員会、医療機関、警察等の関係機関との連携強化

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

- ① 新規参入施設等への巡回支援
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費

【量の見込み算出の考え方】：令和6年度の実績で算出

【確保方策の考え方】：今後のニーズに応じて対応する。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
年間利用者数（人）		0	0	0	0	0
確保方策	年間実人数（人）	0	0	0	0	0
	実施箇所数（ヶ所）	0	0	0	0	0

第5章 学校教育・保育の量の見込みと子ども・子育て支援事業の量の見込み

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育園等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において、定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援するとともに、子育てに関する悩みに対してアドバイスなどを行い、子どもの良質な育成を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業となります。

【量の見込み算出の考え方】：令和7年度以降の3号認定以外の0～2歳推計数からの算出

【確保方策の考え方】：町内の認定こども園及び保育所での実施

分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目
	確保方策 (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目
1歳児	量の見込み (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目
	確保方策 (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目
2歳児	量の見込み (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目
	確保方策 (年間延べ人数)	0人目	1人目	1人目	1人目	1人目

(15) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等の支援する事業です。
今後、要望等があれば支援の体制を整え、安心して子育てができる体制を確保します。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援に繋げる伴走型支援事業です。
今後、要望等があれば支援の体制を整え、安心して子育てができる体制を確保します。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みを聞くとともに子育て等の支援を実施する事業です。
今後、要望等があれば支援の体制を整え、安心して子育てができる体制を確保します。

(18)親子関係形成事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、その他の必要な支援を行う事業です。

今後、要望等があれば支援の体制を整え、安心して子育てができる体制を確保します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1)認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。

(2)質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3)教育・保育施設等と小学校との連携

保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

(4)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設や特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮し、育児休業の取得を躊躇したり、途中で切り上げたりする状況にあることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できる環境を整備します。

6 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関し、県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

我が国では、親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる町をめざし、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

- ① 体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。
また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。
- ② 育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに発生予防早期発見等に努めます。
また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。
- ③ 虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭センター」の整備を検討します。
- ④ 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図ります。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かく対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 障がい児など、特別な支援が必要な子どもへの支援

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

また、医療的ニーズの高い障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備

短時間労働や在宅勤務など、個人のライフスタイルに対応した多様な働き方が浸透する中、仕事優先の働き方を見直し、すべての市民が仕事と家庭・子育てのバランスがとれる環境整備に取り組むとともに、男女相互に人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる取り組みを行います。

また、県と連携し、待機児童の解消のため、保育所の整備を促進するとともに、放課後児童クラブ（学童保育）の運営の充実、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援します。さらに、育児休業期間中の生活の安定を図るなど、仕事と子育ての両立のための環境の整備を推進します。

主な取組

- ・ 保育サービスなどの両立のための支援サービスの充実
- ・ 県と連携した、待機児童の解消への取り組みと、延長保育、休日保育などの親の就労形態の多様化等に対応した保育サービス、子どもの急病などの保育ニーズに対応した、多様な保育サービスの充実。
- ・ 放課後児童クラブ（学童保育）の充実と、就学前から就学後への切れ目のない保育サービスの充実。
- ・ 保育士の専門性の向上など研修会等の充実と、保育所と幼稚園の教育・保育内容の整合性の確保。
- ・ 育児休業期間中の生活の安定のための取組。



第6章 放課後子ども総合プラン

1. 放課後子ども総合プラン
2. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況
3. 行動計画

1. 放課後子ども総合プラン

国が平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」は平成31年から令和5年までの5カ年計画であり、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めました。

目標値に近接したものの、待機児童の解消には至っておらず、こうした状況や取組を進める中で浮かび上がった課題を踏まえ、令和6年度に下記のとおり「放課後児童対策2025」をとりまとめました。

【「放課後児童対策パッケージ2025」の概要】



子ども家庭庁

放課後児童対策パッケージ2025（令和6年12月）概要



文部科学省

趣旨

- 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- 施設整備に係る補助率の向上[R6補正]
- 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- 学校施設の積極的な活用
- 保育所等の積極的な活用
- 民間事業者による参入支援[R6補正]
- スモールコンセッションによる事業所整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- 常勤職員配置の改善
- 職員に対する処遇改善
- 職員の確保支援[R6補正]
- 平日夜間の人材確保支援[R7拡充]
- 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R6補正]
- 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減[R6補正]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- 夏季休業期間中における開所支援[R7拡充]
- 年度前半の開所支援のあり方の検討
- 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- 待機児童が多数発生している自治体への支援
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内外交流型・連携型の推進[R7拡充]
- こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）[一部R6補正、R7拡充]
- コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進[一部両掲]
- 特別な配慮を必要とする児童への対応[一部R6補正]
- 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業[R6補正]
- 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機連鏡成等）
- 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- 常勤職員配置の改善（両掲）
- こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（両掲）
- 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- 放課後児童対策に関する研修の充実
- 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組[一部R6補正]
- 事故防止への取組
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- 放課後児童クラブ運営指針の改正
- いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) こども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・加筆項目

2. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等より昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

各小学校区8箇所で開催を行っており、地域や保護者のニーズを汲み取り、閉所時間の延長、長期休業日、土曜日等の実施についても柔軟な対応を行っています。

学校区	児童クラブ名	定員 212人	実施場所	登録数
平山小学校区	平山小児童クラブ	20人	平山地区公民館	22人
荃南小学校区	荃南小児童クラブ	25人	荃永地区公民館	16人
花峰小学校区	花峰小児童クラブ	15人	下中地区公民館	12人
西野小学校区	西野小児童クラブ	30人	西之地区公民館	20人
大川小学校区	大川小児童クラブ	15人	西海地区公民館	12人
島間小学校区	島間小児童クラブ	30人	島間地区公民館	24人
長谷小学校区	長谷小児童クラブ	15人	長谷地区公民館	11人
中平小学校区	中平小児童クラブ	62人	中央公民館内	67人

令和6年12月1日現在

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、子どもたちが社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。未実施のため子ども教室の実施について検討します。

3. 行動計画

(1) 放課後児童クラブ

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	78	68	61	57	61
低学年（人）	78	68	61	57	61
高学年（人）	82	68	59	56	48
確保方策					
年間実人数（人）	212	212	212	212	212
実施箇所数（ヶ所）	8	8	8	8	8

(2) 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の利用児童数や利用状況を勘案し、必要に応じて、校内交流型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討します。

(3) 一体的又は連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打合せの場の設置を検討します。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

(4) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

(5) 教育と福祉の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と保健福祉課が連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(7) 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

(8) 放課後児童クラブの役割向上のための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

(9) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、地域との連携を図り、自治公民館や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第7章 計画を実行するための取組み

1. 計画を実行するための協力体制
2. 実行するための点検・評価

1. 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である福祉事務所とくらし保健課や教育委員会など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。

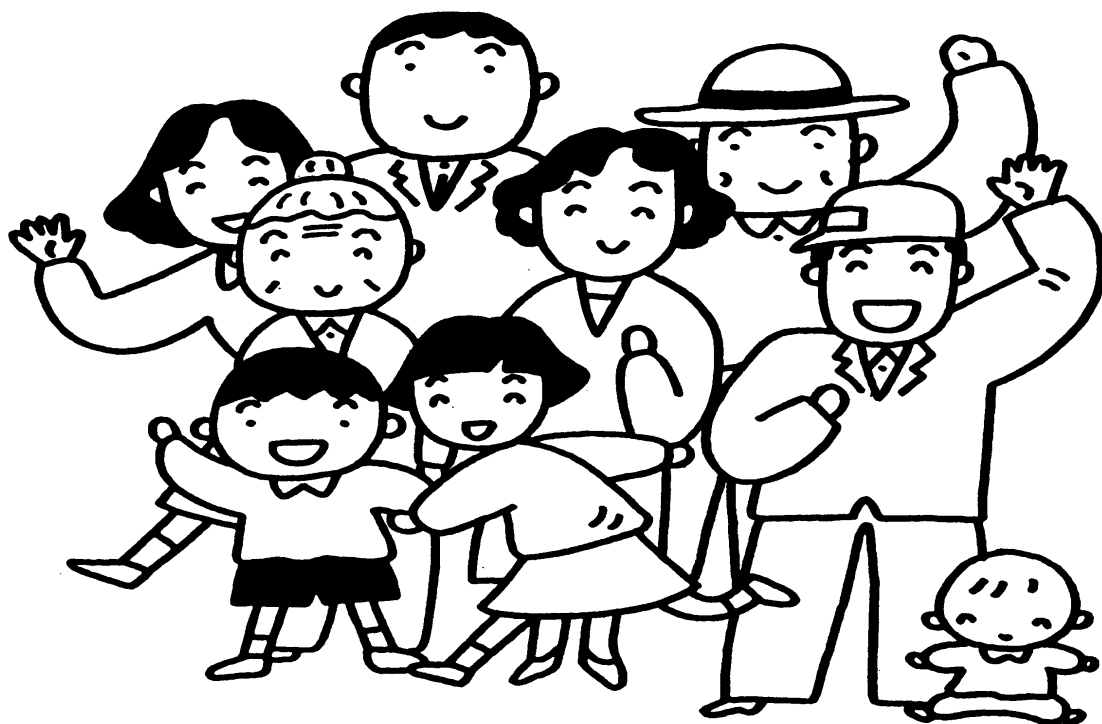
必要に応じて、町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくり、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げていきたいと考えています。

2. 実行するための点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において毎年度、点検・評価を実施してまいります。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切であり、計画にとらわれ目指すべき姿を見失うことのないよう、またその時々の実現にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。



第8章 第3期南種子町母子保健計画

(令和7年度～令和11年度)

1. 計画の策定にあたって
2. 現状と課題
3. 計画の基本的考え方
4. 目標を実現させるための施策
5. 計画の推進

鹿児島県南種子町

第1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子化や核家族化、インターネットの急速な普及等、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの成長に与える影響が危惧されております。このような状況の中で安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、地域の医療や福祉、教育等の連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが大切です。

南種子町も例外ではなく、今後、子どもたちが健やかに育つために、地域の母子の健康や、生活環境の向上を図るための方策の推進が必要になってきています。

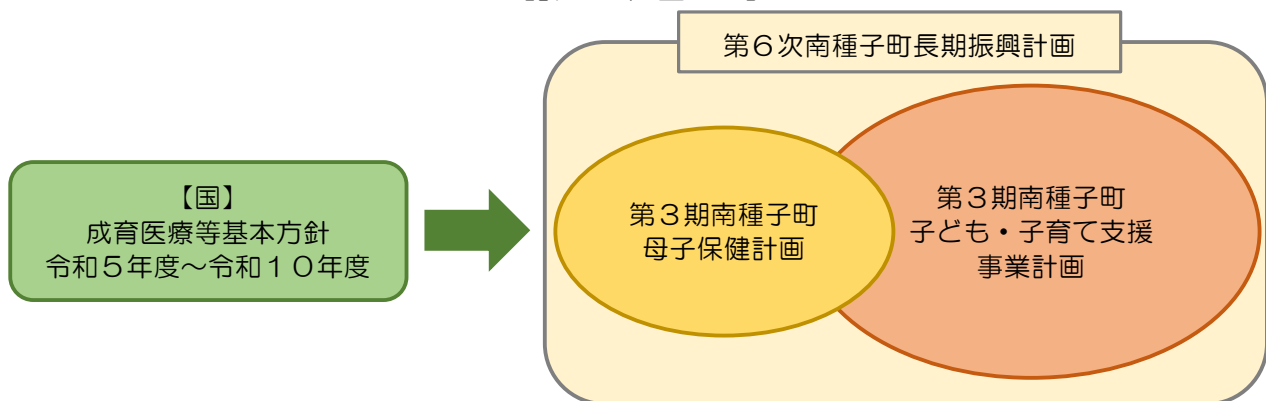
令和7年度に改訂される第3期南種子町子ども・子育て支援事業計画に、母子保健計画を盛り込み、より一体化した施策及びサービス充実を図るため新たに第3期南種子町母子保健計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

本計画は、国の「育成医療等基本方針」で示された課題や指標を参考とし、町の第6次南種子町長期振興計画を上位計画としている、第3期南種子町子ども・子育て支援事業計画の母子保健に係る部分を取り出して策定するものです。

なお、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

【計画の位置づけ】



【計画の期間】

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
育成医療等基本方針（令和5年度～）						
育成医療等基本方針を踏まえた計画（令和6年度～）						
第3期南種子町子ども・子育て支援事業計画（第3期母子保健計画含む）					第4期南種子町子ども・子育て支援事業計画	

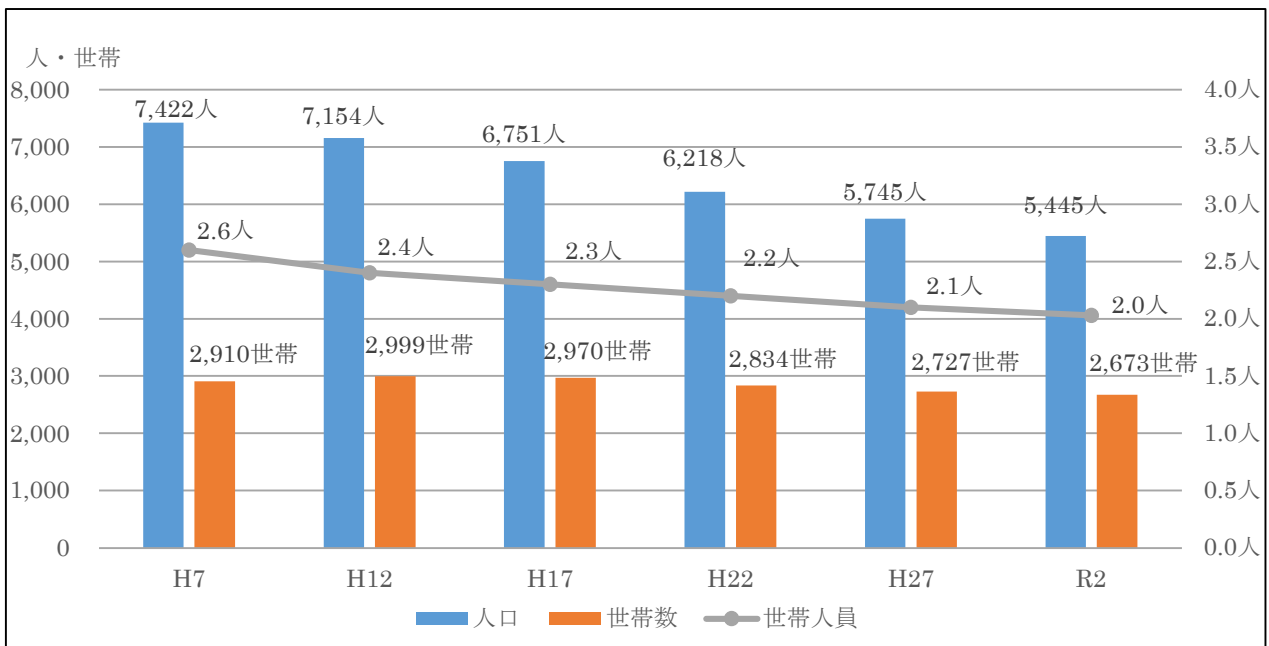
第2 現状と課題

1. 人口動向

(1) 人口・世帯数・世帯人員の推移

南種子町の人口は、平成7年の7,422人から令和2年の5,445人まで継続的に減少しており、世帯数においても2,910世帯から2,673世帯まで減少しております。また世帯人員は1世帯当たり2.6人から2.0人まで減少し、核家族世帯が増加していることがうかがえます。

【南種子町の人口の推移】

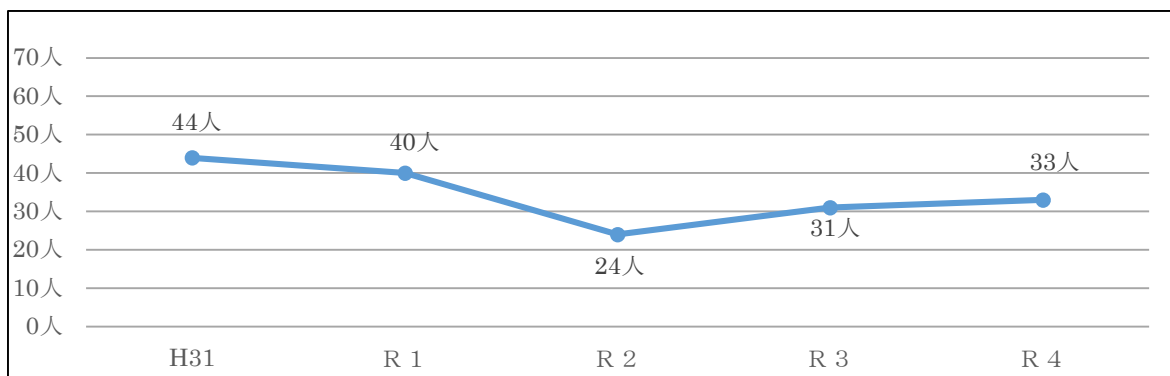


資料：国勢調査

(2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返しながら徐々に減少しており、令和4年は33人でした。

【南種子町の出生数の推移】

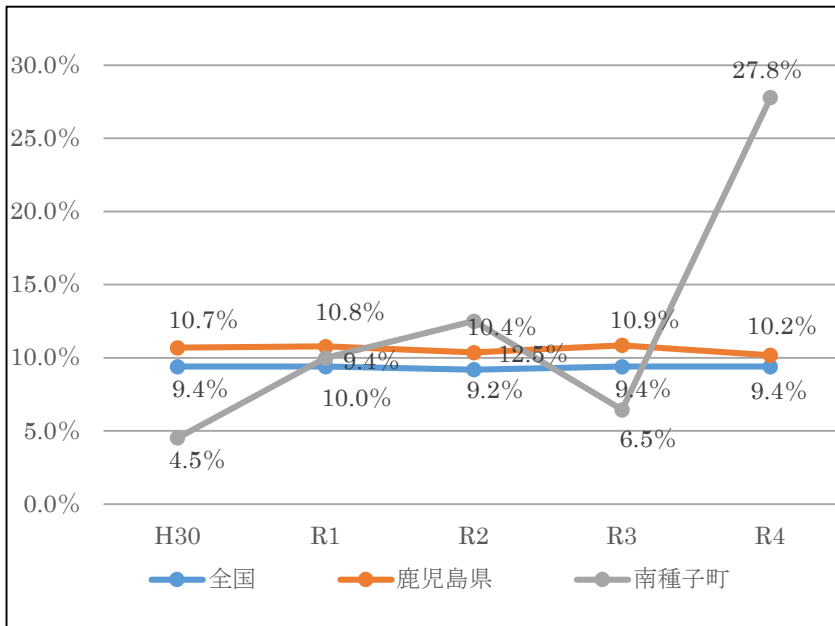


資料：住民基本台帳に基づく、人口動態及び世帯数調査（人口は翌年1月1日現在）

2. 母子保健の現状

(1) 母子の健康状況

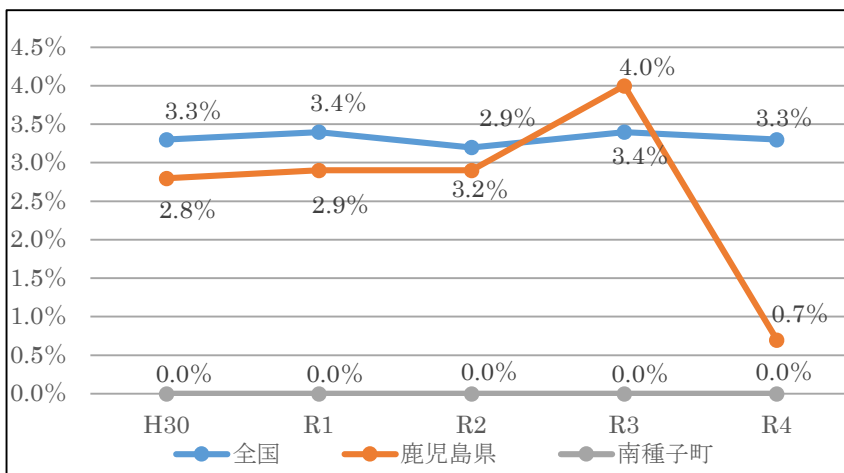
ア 低出生体重児の割合（2500g未満）



本町の2500g未満で生まれた低出生体重児の割合について、全国、鹿児島県と比較すると、平成30年から令和3年まではあまり変わらないものの、令和4年は双生児の出生が2組あり27.8%と高くなっています。

資料：人口動態統計

イ 周産期死亡率



妊娠22週以降の死産数と生後1週未満の早期新生児死亡数を合わせたものを周産期死亡数といいます。

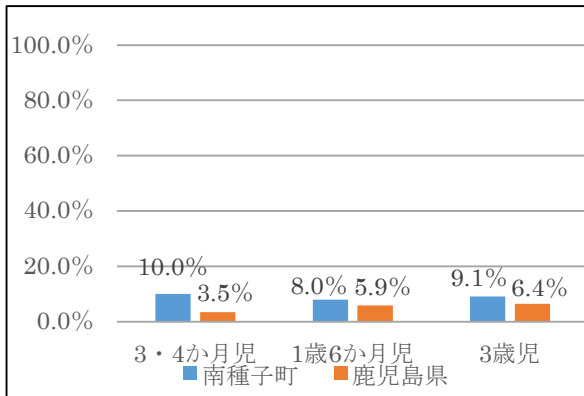
母体数が少ないため、本町の死亡率は0.0%で推移していますが、全国、鹿児島県では、毎年周産期の死亡数が発生しています。

様々な要因が考えられますが、母の心のケアも重要です。

資料：人口動態統計

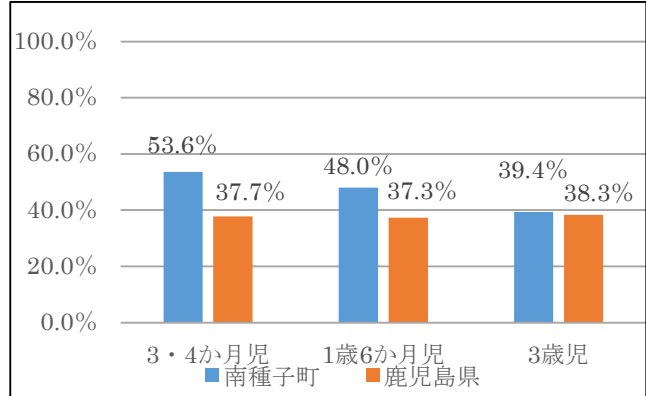
ウ 育児期間の両親の喫煙率

【母の喫煙率】



資料：健やか親子21指標（令和4年度）

【父の喫煙率】

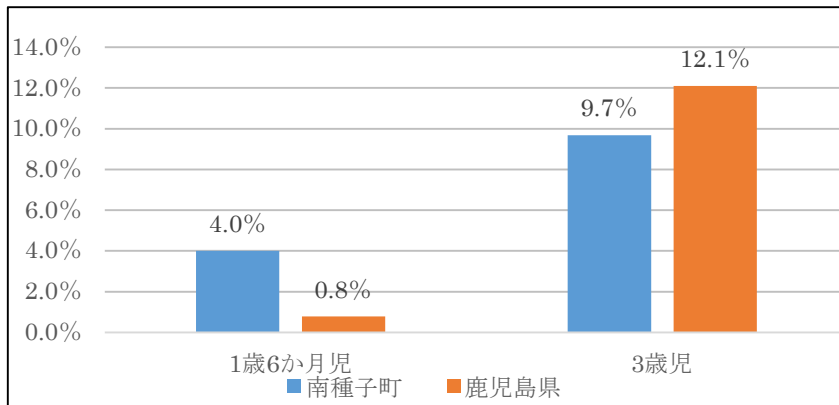


資料：健やか親子21指標（令和4年度）

母の喫煙率は3・4か月児で10.0%と鹿児島県平均よりも高率で、父の喫煙率も鹿児島県平均より高く、3・4か月児の父親の喫煙率は53.6%にのぼります。全体でみても鹿児島県の喫煙率より高率であり、子どもの健康への影響や、自身の健康等についての啓発が必要です。

エ 虫歯罹患

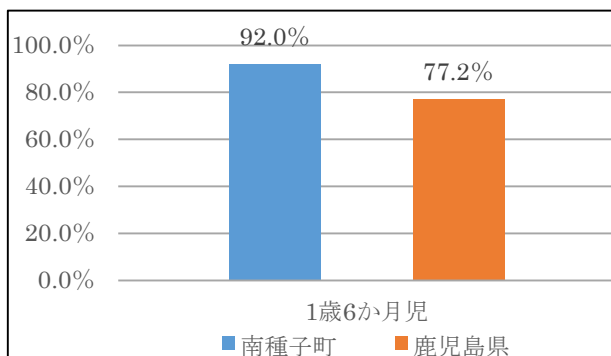
【幼児の虫歯罹患率】



資料：鹿児島県の母子保健（令和4年度）

3歳児健診の虫歯罹患率は鹿児島県平均を下回っていますが、食生活や歯磨き習慣、正しい歯みがきについての啓発が必要です。

オ 仕上げ磨きをする親の割合（1歳6ヶ月児）

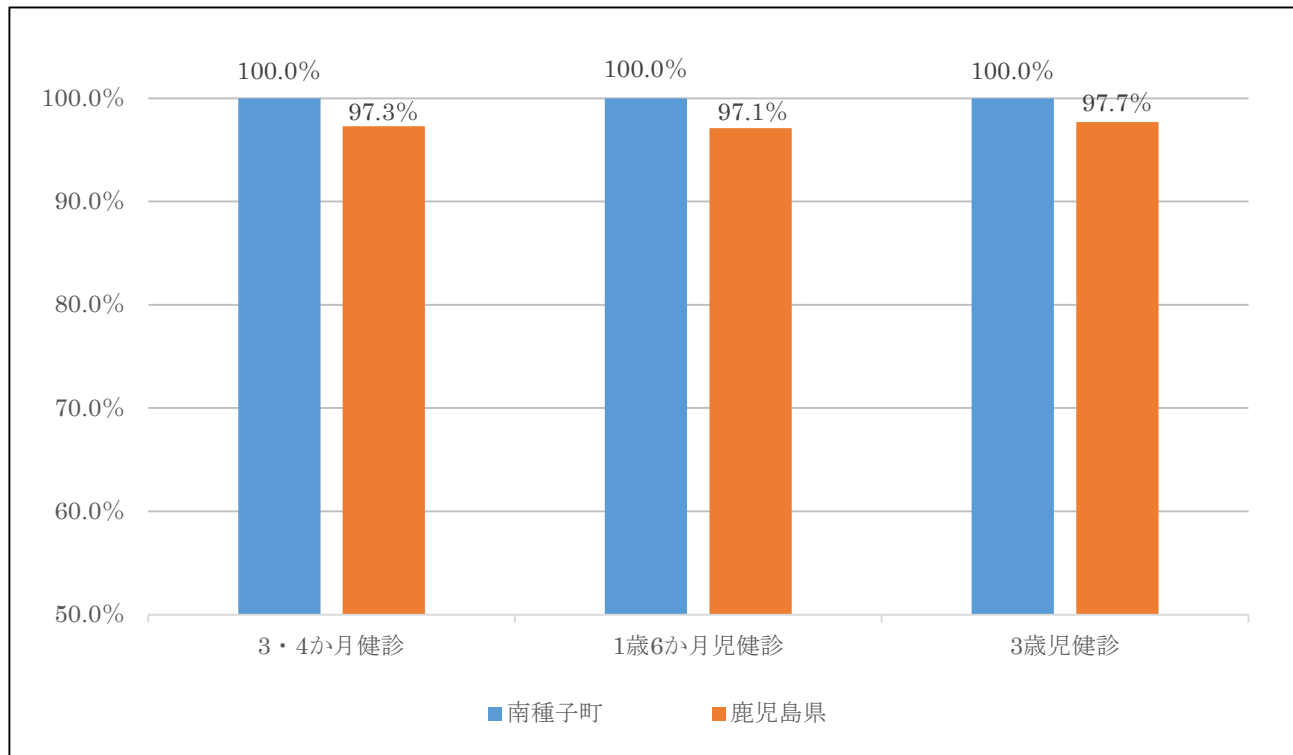


1歳6か月児の仕上げ磨きをする親の割合は92.0%で、鹿児島県平均の77.2%を上回っています。

虫歯を予防するためにも、食生活や歯磨きについての啓発と合わせて、仕上げ磨きの徹底が大切です。

資料：健やか親子21指標（令和4年度）

力 乳幼児健診受診率

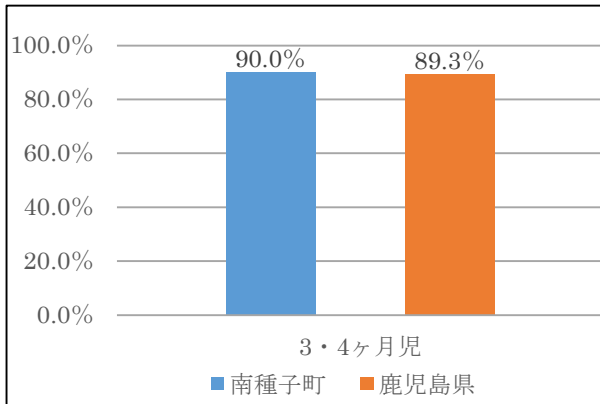


資料：鹿児島県の母子保健（令和4年度）

乳幼児健診の受診率は、3・4か月健診から3歳児健診まで100%受診となっています。切れ目のない支援や虐待の予防のためにも、引き続き乳幼児健診の100%受診を目指します。

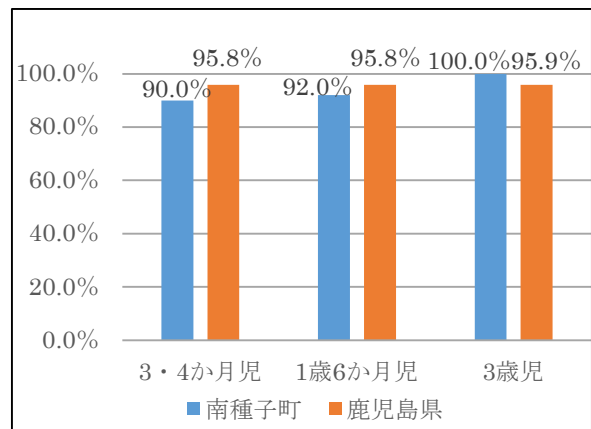
(2) 子育てを取り巻く環境

ア 産後、退院してからの1カ月、助産師や保健師からの指導・ケアは十分に受けることができたと思った割合



資料：健やか親子21指標（令和4年度）

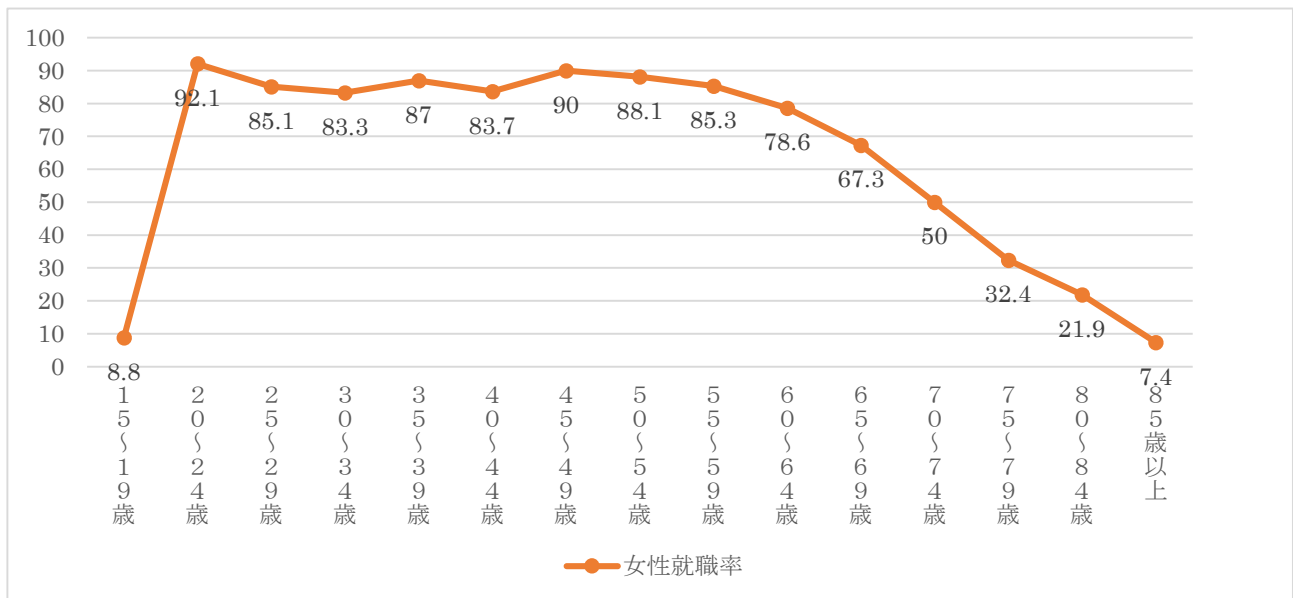
イ この地域で子育てをしたいと思う親の割合



資料：健やか親子21指標（令和4年度）

新生児期に助産師や保健師からの指導やケアを十分受けられたと感じている親の割合が90.0%と、鹿児島県平均とほぼ一緒です。育児不安の高まるこの時期の支援が効果を上げていると評価されます。また、この地域で子育てをしたいと思う親の割合も、90%を超えており3歳児では100.0%で高率です。

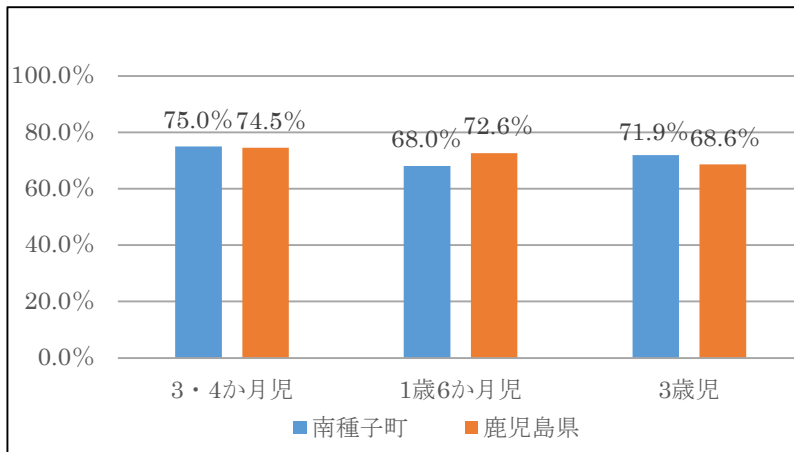
ウ 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

25歳から45歳までの女性の就業率は、結婚、出産の頃にやや低下するものの、ほぼ8割近い水準を示しており、仕事をしながら子育てをしている母親が多いことがわかります。

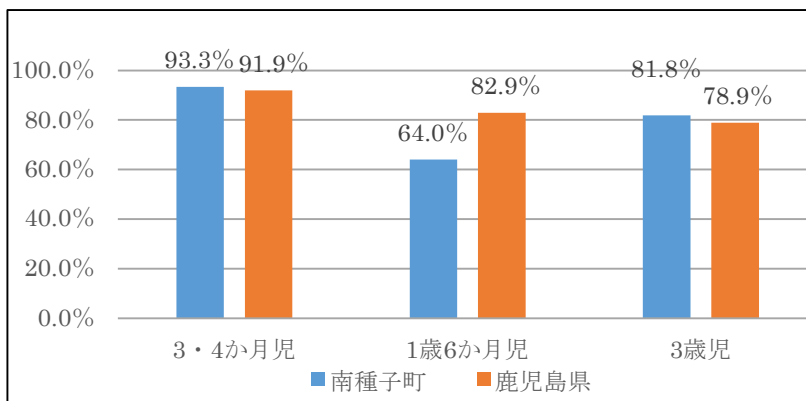
エ 積極的に育児に参加している父親の割合



積極的に育児に参加している父親の割合は、3・4か月児及び3歳児ともに鹿児島県平均より高くなっていますが、1歳6か月児は鹿児島県平均を下回っています。

資料：健やか親子21指標（令和4年度）

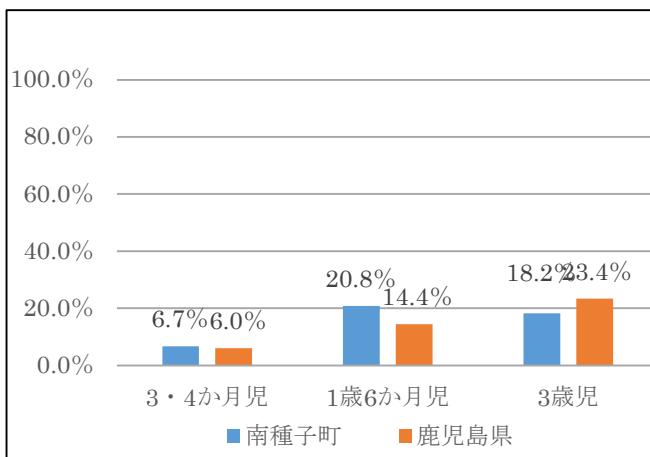
オ ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合



ゆったりとした気分で過ごせる母親の割合は、3・4か月児及び3歳児ともに鹿児島県平均より高くなっていますが、1歳6か月児は鹿児島県平均を下回っています。

資料：健やか親子21指標（令和4年度）

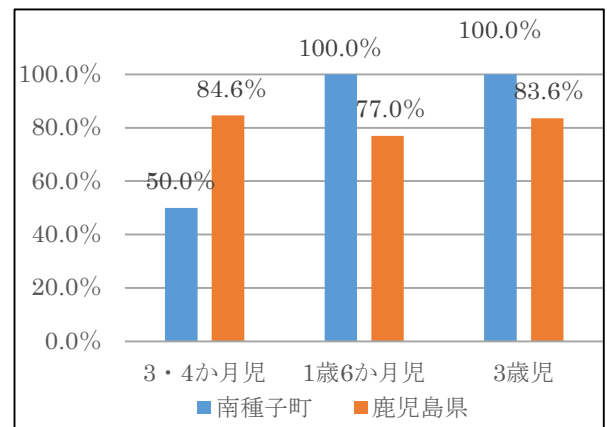
カ 育てにくさを感じている親の割合



資料：健やか親子21指標（令和4年度）

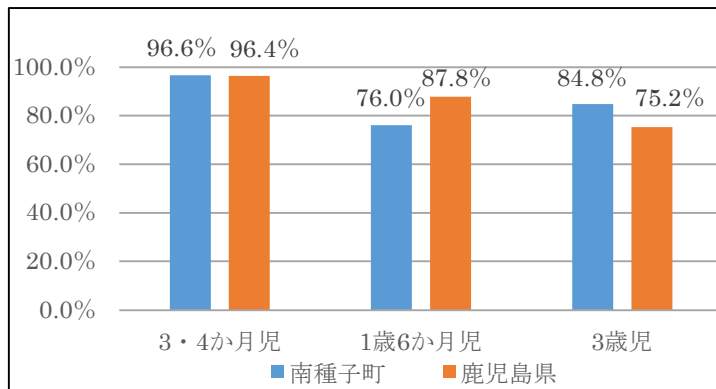
育てにくさを感じている割合は3・4か月児で6.7%であり、この年齢の育てにくさを感じた時に対処できる割合50.0%と、育てにくさを感じている親に早期に気づき支援することが重要です。

キ 育てにくさを感じた時に対処できる割合



資料：健やか親子21指標（令和4年度）

ク 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合



1歳6か月児の親が、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が減っています。

鹿児島県平均の87.8%と比較すると11.8%も低くなっている。

資料：健やか親子21指標（令和4年度）

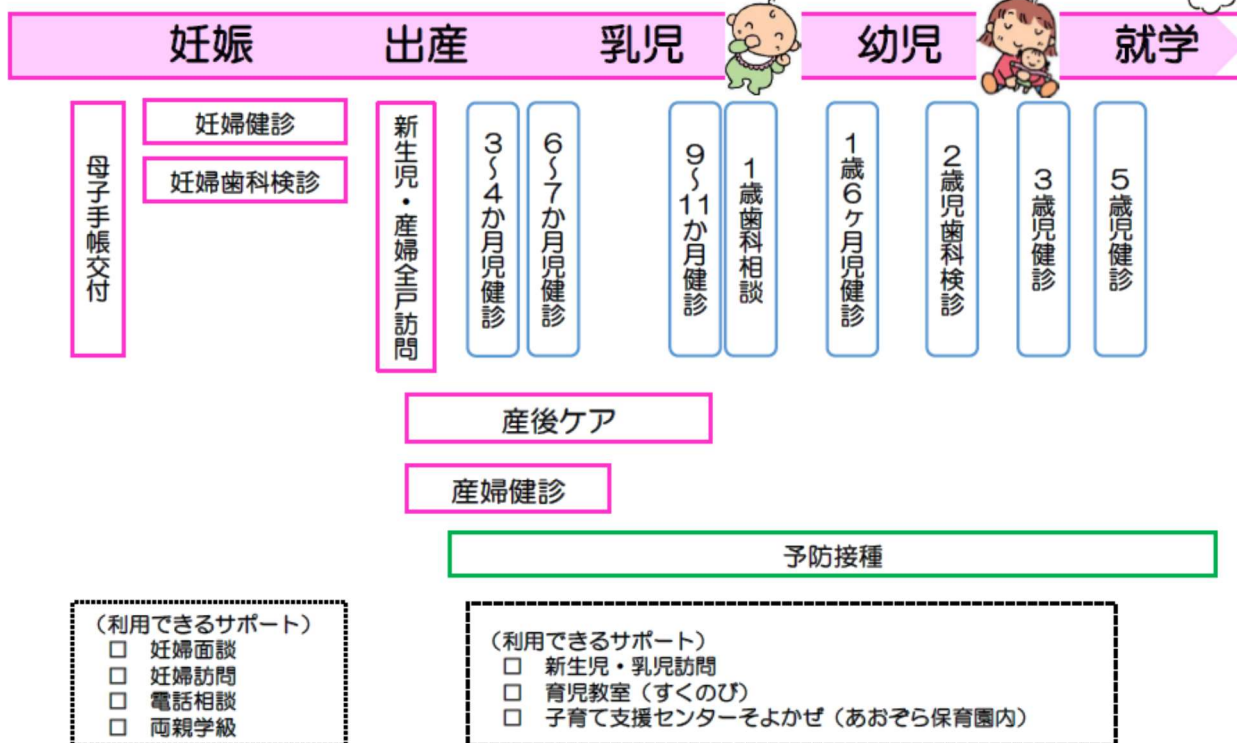
（体罰や暴言等の内訳）

項目	3・4か月児	1歳6か月児	3歳児
・しつけのし過ぎがあった	0.0%	0.0%	0.0%
・感情的に叩いた	0.0%	0.0%	3.0%
・乳幼児だけを家に残して出かけた	0.0%	0.0%	0.0%
・長時間食事を与えなかった	3.4%	0.0%	0.0%
・感情的な言葉で怒鳴った	0.0%	24.0%	15.2%
・子供の口をふさいだ	0.0%	0.0%	—
・子どもを激しき揺さぶった	0.0%	0.0%	—

資料：健やか親子21指標（令和4年度）

3. 母子保健事業一覧

南種子町における妊娠・出産・子育て期にわたる支援



妊娠期、乳児期の主な事業

時期	項目	内容
妊娠期	妊娠届受理，母子手帳交付	妊娠届を受理するにあたり，すべての妊婦に担当保健師が面談を行い，状況確認や相談を行う。必要に応じ，電話等で定期的に連絡を取り，切れ目のない支援を行う。
	マタニティ教室	妊娠経過や食事の話，夫の妊婦体験等を実施。視覚的に分かりやすい媒体の使用や体験型にすることで，参加者が安心して出産に向かえるようにサポートする。
乳児	産後ケア事業	産後における母体の保護及び育児の支援を目的に「宿泊型」「デイサービス型」を医療機関に委託し実施。 対象者は出産した日から1年を経過するまでのうち宿泊型・デイサービス型を合わせて7日以内。
	新生児訪問指導 (0・1ヶ月児)	保健師がすべての産婦に電話で母子の状況の確認や相談を行い，必要に応じて訪問する。育児不安が強くなる産後1ヶ月以内に訪問することで，産後うつや虐待を予防する。
	赤ちゃん訪問 (2ヶ月児)	担当保健師がすべての母子を訪問し，児の成長確認や母親の育児相談，母子保健事業の案内を行う。継続的に母子に会うことで相談しやすい関係づくりに努める。
	ブックスタート事業	3～4カ月児健診時に絵本を贈呈。実際に読み聞かせを行い，親子の愛着形成，心の発達についての啓発を行う。
	離乳食指導	離乳食が開始される生後5・6か月と，離乳食完了に向けた生後8・9か月の，離乳食の説明を管理栄養士が行う。
	1歳児歯科相談	歯科衛生士による，1歳児の歯科相談を実施。早い段階での虫歯に対する意識を高め，希望する子にはフッ素塗布を実施。

幼児期の主な事業

南種子町の幼児健診及び発達支援

健診名	1歳6か月児健診	2歳児歯科健診
目的	成長，発達の確認を行うとともに，異常の早期発見，早期支援を行う。また，育児の困りごとの相談を行い，虐待の予防，家族への支援にもつなげていく。	虫歯予防に向け，歯科健診，ブラッシング指導を行うほか，1歳6か月児健診後の経過確認をする。
内容	・計測・内科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導 ・発達やしつけの相談	・計測・ブラッシング指導・歯科診察・保健指導 ・栄養指導・ことばの相談
健診名	3歳児健診	5歳児健診
目的	視力，聴力，知能の障害等の早期発見，言語や発達，社会性の障害につながる状態の早期発見，生活習慣の確立の確認をする。また，育児の困りごとの相談を行い，虐待の予防，家族への支援にもつなげていく。	保育園年中児を対象に，教育委員会や保育園と連携して実施。教育委員会からの就学に向けての心構えの説明や医師の診察，生活習慣の確認，保育カウンセラーや教育コーディネーターの相談等を実施し，就学に向けての準備を行う。
内容	・視力検査（屈折検査）・尿検査・計測・内科診察 ・歯科診察・ブラッシング指導・保健指導 ・栄養指導・発達やしつけの相談	・集団遊び・「就学に向けての心構え」講話 ・内科診察・保健指導・発達やしつけの相談 ・就学相談

第3 計画の基本的考え方

1. 基本理念

人と自然が輝き 夢がふくらむ ふれあい元気タウン

南種子町に生まれた子どもたちが、地域や家庭環境等の違いにかかわらず健やかに育まれるよう、ひとりひとりを大切に、関係機関や地域と連携して施策を展開していきます。

2. 基本目標

基本目標1 規則正しい生活習慣の確立

南種子町の子どもたちが健やかに成長していくためには、規則正しい生活習慣を身につけることが重要です。睡眠や食生活、歯磨き等、特に必要な項目にポイントを絞り、重点的、具体的に取り組みを進めていきます。

基本目標2 妊娠期から始める健康意識の醸成

子どもの生活習慣は、保護者から大きく影響を受けます。言い換えれば、乳幼児は自ら生活習慣をつけることはできません。まずは保護者の健康意識を醸成し、正しい生活習慣を身につけられるよう、妊娠期から啓発を進めていきます。

基本目標3 健やかな心を育てる生活の推進

自分や他者を大事にすることのできる心豊かな子どもを育てるためには、乳児期から始まる親子のかかわりが大きく影響します。親子の愛着形成やスマートフォンとの付き合い方等健やかな心を育てるための啓発を進めます。

基本目標4 育てにくさを感じる親に寄り添う切れ目のない支援

親が感じる育てにくさには、親の経験不足や知識不足によるもの、子どもの心身状態や発達の偏りによるもの、親の心身状態の不調によるもの、親子を取り巻く環境によるもの等多面的な要素があります。すべての親が育てにくさを解消できるよう、しっかり親子に寄り添い、関係機関が連携して支援していけるような体制を作ります。また、仕事や家事に追われ、忙しく過ごされている母親が、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間ができるよう、関係機関と連携し取り組みを進めていきます。

第4 目標を実現させるための施策

基本目標1 規則正しい生活習慣の確立

施策① 「早寝早起き朝ごはん」の推進	家族みんなが規則正しい生活を送れるような取り組みを行います。 また、「早寝早起き朝ごはん」の生活リズムを基本に規則正しい生活を身につけ、日中活動、睡眠時間、食事、口腔状態の改善を目指します。
取組内容	・ 町内の幼児の睡眠や朝ご飯の具体的な状況を把握します。 ・ 保護者に、不規則な生活リズムが与える子への影響を具体的に示していきます。 ・ 幼児が「早寝早起き朝ごはん」の大切さを知り、気をつけることのできる取り組みを行います。

施策② 子の口腔に関する意識の向上	虫歯罹患率の低下のため、仕上げ磨きの仕方、間食のとり方など、早い段階での親と子に対する口腔に関する意識を高められるような内容の取り組みを行っていきます。
取組内容	・ 正しい歯磨き・仕上げ磨きの方法と、虫歯になりにくいおやつのとりを普及させます。 ・ 乳児期の「歯磨きデビュー」をきっかけに、保護者に虫歯予防の意識を喚起します。 ・ 幼児がすすんで歯磨きができる取り組みを行います。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	(令和4年度)	(令和11年度)
朝ごはんを食べている子の割合（幼児健診受診児）	— %	80.0%
22時以降に就寝している子の割合		
1歳6か月児	— %	0.0%
3歳児	— %	10.0%
5歳児	— %	15.0%
虫歯罹患率		
1歳6か月児	4.0 %	0.0%
3歳児	9.7 %	6.0%
仕上げ磨きをする親の割合		
1歳6か月児	92.0 %	100.0%

基本目標2 妊娠期から始める健康意識の醸成

施策① 正しい健康知識の提供	妊娠期から、母親父親ともに正しい健康の情報を取得、共有し、安心して出産・育児が迎えられるような取り組みを行います。
取組内容	- 母子手帳交付時に保健相談を行い、健康意識の向上を図ります。 - 妊娠期から、家族の「早寝早起き朝ごはん」を推進します。

施策② 子育て世代の禁煙の推進	子どもたちが、育児者の喫煙により健康が害されることがないように、母親だけでなく、父親にも育児期間中の喫煙の危険性などを伝え、禁煙の推進ができるように工夫します。
取組内容	母子手帳交付時に、育児者の喫煙が子に及ぼす影響を分かりやすく伝えていきます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	(令和4年度)	(令和11年度)
妊娠届出時保健相談実施率	100.0%	100.0%

基本目標3 健やかな心を育てる生活の推進

施策① 乳児期からの親子の 愛着形成を促す支援の充実	愛着関係は、日ごろの子育てや関わりを通して、子どもが養育者に信頼を寄せて絆を深めていくものです。愛着関係の形成は0か月から始まっており、「目と目で見つめ合う」「手と手で触れ合う」「ほほえむ」ことで育まれていきます。乳児のコミュニケーションと愛着形成の関連と重要さを伝え、日々の育児で愛着形成について意識する家庭が増えるよう取り組みます。
取組内容	・「目と目で見つめ合い」「手と手で触れ合い」「ほほえむ」育児と「親子ふれあい時間」を推進していきます。

施策② スマートフォンと正しく 付き合うための支援の確立	子どもという間の親のスマートフォン機器の使用は、乳幼児が発する合図に対する親の感受性が低下し、子どもとの相互の関わり合いが減少することがわかっています。また、スマートフォン等の機器は今の生活には欠かせない物ですが、子どもの発達発育を阻害する恐れがあります。 まずは、養育者自身がスマートフォンに子守りをさせる弊害を理解し、子どもと向き合えるよう働きかけていきます。
取組内容	・スマートフォンの弊害や好ましい利用を、保護者に普及していきます。 ・親子でスマートフォンから離れられるような時間をつくるように呼びかけていきます。 ・健診会場でのスマホ使用を控えるよう呼びかけます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	(令和4年度)	(令和11年度)
乳児期から親子コミュニケーションを意識している親の割合	— %	90.0%
1日2時間以上テレビやDVDを見ている3歳児の割合	— %	20.0%

基本目標4 育てにくさを感じる親に寄り添う切れ目のない支援

施策① 顔の見える寄り添った 支援の充実	妊娠届出時から個別に丁寧な対応を行い、妊娠期から子育て期まで担当者と顔の見える、困った時にはいつでも気軽に相談できる関係を築いて、保護者が安心して子育てができるような体制を整えていきます。
取組内容	・全妊婦と面談を行い、心身の状況や子育ての協力者の有無等を確認し、心配事に関して相談を行います。 ・成長、発育が目覚ましく、子育ての支援が特に必要と思われる乳児期は、定期的に母子の状況を確認し、必要に応じて継続的に支援を行います。 ・母親が相談しやすい職員の対応や場づくりを行います。
施策② 育てにくさを感じる親子への 切れ目のない支援	子育てに不安を感じる保護者や健診で気がかりとなった児に対して、気軽に相談できる場の提供や専門スタッフからの助言や専門機関との連携を行い、育てにくさを感じる親子の支援を行ないます。また、保育園や関係機関と具体的な支援方法や対応について共通認識のもと検討し、就学後も継続支援できる仕組みを整えていきます。
取組内容	・保護者が子どもの発達についての知識を深める機会をつくれます。 ・子どもの発達の支援や、育てにくさを感じる親を支援する発達支援事業を充実させます。
施策③ ゆったりした気分で子育てが できるための取り組み	共働きの家庭が多く、仕事と家事や育児に追われて、ゆったりとした気分で子育てができない母親が多く見受けられます。父親の育児や家事参加を促すなど、保護者がゆとりをもって子どもとの時間を過ごすことができるように関係機関と連携して取り組みます。
取組内容	・健診や訪問等で、育児の負担の現状を把握していきます。 ・ひとりで抱え込まない「みんなで育児」を推奨していきます。 ・夫の育児参加の推進を、関係機関とともに取り組みます。

評価指標

評価指標	現状値	目標値
	(令和4年度)	(令和11年度)
育てにくさを感じた時に対処できる割合 3・4か月児 1歳6か月児 3歳児	50.0 % 100.0 % 100.0 %	100.0% 100.0% 100.0%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合 3・4か月児 1歳6か月児 3歳児	93.3 % 64.0 % 81.8 %	95.0% 85.0% 90.0%
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 3・4か月児 1歳6か月児 3歳児	96.6 % 76.0 % 84.8 %	100.0% 95.0% 95.0%
積極的に育児に参加している父親の割合 3・4か月児 1歳6か月児 3歳児	75.0 % 68.0 % 71.9 %	90.0% 90.0% 90.0%

第5 計画の推進

1. 計画の推進体制

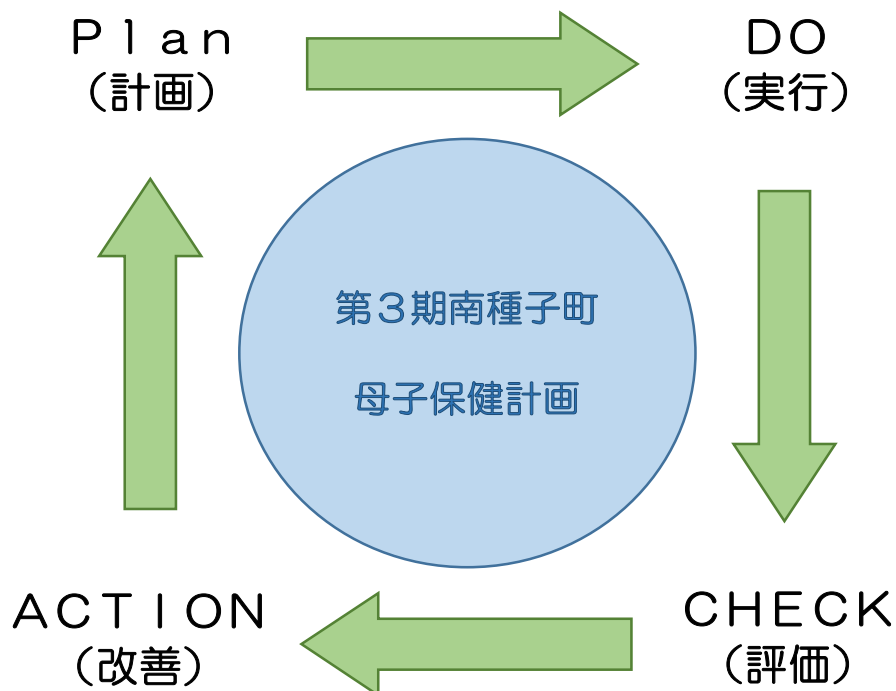
本計画の推進にあたっては、関係機関と連携、協力しながら取り組めるよう、計画の説明を行い、情報を共有しながら進めていきます。

施策の実施にあたっては、妊娠から就学までの各時期に合わせた取り組みを積み重ねながら、成果を上げることができるよう推進していきます。

2. 計画の進捗管理

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、点検・評価を行います。

また、計画を効果的かつ実効性あるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。



1. 南種子町子ども・子育て会議設置要綱

南種子町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、南種子町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 南種子町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 会議の委員は、別表1に掲げるものとし、町長が任命又は委嘱する。ただし、別表1に掲げる委員のうち、8から15の委員については、8名以内とし、町長が定める手続きにより公募して選考する。

2 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱する日から2年とし、毎年4月1日から始まり3月31日に任期を終える。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上(代理出席を含む)の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは 議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(会議の運営)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

3 この要綱の施行の日以後の最初の任期は、第4条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月19日告示第11号の1)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

3 この要綱の施行の日以後の最初の任期は、第4条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(令和3年7月27日告示第105—1号)

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別表 1

番号	役職	備考
1	副町長	
2	学校長代表	
3	主任児童委員代表	
4	医療機関代表	
5	あおぞら保育園園長	
6	認定こども園代表	
7	認定こども園代表	
8	小学校保護者代表	公募
9	小学校保護者代表	公募
10	公立保育園保護者代表	公募
11	公立保育園保護者代表	公募
12	認定こども園保護者代表	公募
13	認定こども園保護者代表	公募
14	認定こども園保護者代表	公募
15	認定こども園保護者代表	公募

2. 南種子町子ども・子育て会議条例

南種子町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する南種子町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第4条2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 南種子町子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	団体名等
副町長	小 脇 隆 則	南種子町役場
学校長代表	雨 田 ま ゆ み	南種子町立校長会（平山小学校長）
主任児童委員代表	上 山 幸 夫	町民生委員児童委員協議会委員
医療機関代表	野 田 一 成	公立種子島病院（院長）
あおぞら保育園園長	才 川 い ず み	あおぞら保育園
認定こども園代表	古 市 英 洋	学校法人古市学園中央認定こども園
認定こども園代表	中 脇 節 子	認定こども園ちびっこくらぶ
小学校保護者代表	園 田 千 春	大川小学校
小学校保護者代表	長 田 美 佳	中平小学校
公立保育園保護者代表	林 田 聖 東	あおぞら保育園
公立保育園保護者代表	上 妻 翔 平	あおぞら保育園
認定こども園保護者代表	坂 口 志 穂	中央認定こども園
認定こども園保護者代表	小 脇 愛 子	中央認定こども園
認定こども園保護者代表	大 崎 琢 馬	認定こども園ちびっこくらぶ
認定こども園保護者代表	岩 崎 大 陸	認定こども園ちびっこくらぶ

第 3 期南種子町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 発行・編集

南種子町 福祉事務所

〒891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1

T E L ・ 0997-26-1111 F A X : 0997-26-0708